



国税庁レポート2009

NATIONAL TAX AGENCY REPORT



納税者の皆様へ

税務行政を取り巻く環境を見ますと、少子高齢化や国際化・IT化という大きな流れに加え、直近では内外の経済情勢が急激な変化を見せ、それに伴い、様々な課題が生じております。

我々は、この厳しい状況の中で、国の活動を支える歳入確保のため、「適正・公平な課税及び徴収の実現」という国税庁の任務をしっかりと果たすことにより、国民の負託に応えていきたいと考えております。

そのためには、我々税務職員一人一人が高いモラルを維持し、法令に沿った適正な課税・徴収を行うとともに、悪質な脱税や滞納に対しては厳正な姿勢で臨むことにより、税務行政の信頼感と公平感を保つことが重要です。また、国税組織全体としても、限られた定員・予算の下、ITの活用などを進めることにより、納税者の利便性の向上を図りつつ、税金の無駄遣いとならないよう経費の節減と事務の一層の効率化を進める必要があります。

取引の国際化・IT化などにより、調査が一層困難になる中で、適正・公平な課税を実現するため、我々は幅広く情報を収集し、取引の実態に応じた調査体制を整え、効果的な調査や査察の実施に努めています。併せて、課税に当たっては、課税処理の透明性・統一性を確保するため、事実認定と法令の解釈・適用を的確に行うこととしています。

また、確実に税金を徴収するため、期限内収納に向けた各種施策を推進して滞納の未然防止に努め、滞納事案については、納税者の実情を踏まえつつ、大口・悪質事案、消費税滞納事案などに重点的に取り組んで、滞納残高の圧縮を図っています。

申告納税制度の下では、納税者に自発的かつ適正に納税義務を履行していただくことが、最も重要です。

申告と納税に当たっての皆様の利便性を向上するため、e-Tax（国税電子申告・納税システム）の使い勝手の向上や国税庁のホームページを通じた情報の提供など、ITを活用した納税者サービスの充実に努めています。また、国税局ごとに電話相談センターを設置して、昨年11月からすべての税務署の電話相談の集中化を実施したところです。更に、税務署における納税者窓口の一本化を進めており、本年7月からすべての税務署で実施してまいります。

これらの取組は、一層の事務の効率化にもつながるものです。

この「国税庁レポート2009」は、国民に対する行政の説明責任を果たすため、我々が抱えている課題と取組・その実績を納税者に分かりやすく説明するという編集方針のもとに作成したものです。

この「国税庁レポート2009」が我々の活動に対するご理解を深める一助になれば幸いです。

平成21年（2009年）6月

国税庁長官 石井 道遠

CONTENTS

納税者の皆様へ

1

I 国税庁について

5

- | | | | |
|-------------|---|---------------|---|
| 1 国税庁の任務と使命 | 5 | 2 国税組織の概要 | 7 |
| (1) 国税庁の任務 | 5 | (1) 国の収入と税 | 7 |
| (2) 国税庁の使命 | 5 | (2) 国税庁の予算と定員 | 7 |
| | | (3) 国税組織の機構 | 8 |

II 適正な申告と納税の推進

9

- | | | | |
|-------------------------|----|---------------------|----|
| 1 納税者サービスの充実 | 9 | 4 確実な税金の納付 | 23 |
| (1) ホームページによる情報提供など | 9 | (1) 自主納付態勢の確立 | 23 |
| (2) 租税教育 | 11 | (2) 滞納圧縮への取組 | 24 |
| (3) 説明会 | 11 | (3) 集中電話催告センター室 | 26 |
| (4) 税務相談 | 12 | (4) インターネット公売 | 26 |
| (5) 事前照会 | 12 | (5) 的確かつ効率的な債権債務の管理 | 26 |
| 2 確定申告 | 12 | 5 税理士制度 | 27 |
| (1) 自書申告の推進 | 13 | (1) 書面添付制度の推進 | 27 |
| (2) 閉庁日における申告相談などの実施 | 13 | (2) e-Tax の利用促進 | 28 |
| 3 適正・公平な税務行政の推進 | 15 | (3) 税理士などに対する指導監督 | 28 |
| (1) 調査において重点的に取り組んでいる事項 | 15 | 6 関係民間団体との協調 | 28 |
| (2) 適正な源泉徴収制度の運営 | 17 | | |
| (3) 資料情報 | 17 | | |
| (4) 査察 | 18 | | |

III 利便性の向上と効率化のための取組

30

- | | | | |
|------------------|----|-----------------------|----|
| 1 e-Tax | 30 | 3 電話相談の集中化と窓口関係事務の一本化 | 34 |
| (1) e-Tax | 30 | (1) 電話相談の集中化 | 34 |
| (2) 確定申告書等作成コーナー | 32 | (2) 納税者窓口関係事務の一本化 | 34 |
| 2 業務・システムの最適化 | 32 | | |

IV 国際化が進展した中での税務行政

35

- | | | | |
|-------------------|----|--------------------|----|
| 1 国際的な取引への対応 | 35 | 2 相互協議 | 39 |
| (1) 国際課税に係る調査体制 | 35 | 3 各国税務当局との協力・協調 | 41 |
| (2) 国際的租税回避行為への対応 | 37 | (1) 開発途上国に対する協力 | 41 |
| (3) 移転価格問題への対応 | 38 | (2) 税務当局間の国際会議への参加 | 42 |
| (4) 租税条約に基づく情報交換 | 39 | | |

V 権利救済 43

- (1) 異議申立て43
- (2) 審査請求43
- (3) 訴訟44
- (4) 権利救済の状況45

VI 酒類行政の取組 46

- (1) 酒類の安全性と品質の確保への取組46
- (2) 酒類業の健全な発達に向けた取組46
- (3) 公正な取引環境の整備47
- (4) 社会的な要請への対応47
- (5) 免許申請などの適正な処理47

VII 今後取り組むべき課題 49

- 税務行政を取り巻く環境の変化
- 国税庁が取り組むべき課題

VIII 資料編 51

- 租税収入・予算
- 申告・課税状況
- 調査状況
- 査察
- 滞納圧縮
- 権利救済
- 税務相談
- 国際課税
- 納税者満足度

参 考

- 還付申告・更正の請求14
- 加算税・延滞税の取扱いと免除22
- 災害などにあった場合14
- KSKシステム33
- 税務調査について21
- 納税者からの苦情などへの対応45
- 情報の厳正な管理22

(注) 本文中の「○年度」は会計年度を示し、「○事務年度」は○年7月から翌年の6月末までの期間を示しています。

I 国税庁について

国税庁は、内国税の賦課・徴収を担当する行政機関であり、昭和24年に大蔵省（現、財務省）の外局として設置されました。

国税庁の下には、全国に12の国税局（沖縄国税事務所を含む。以下同じ。）、524の税務署が設置されており、国税庁本庁は、税務行政の執行に関する企画・立案等を行い、国税局と税務署の事務を指導・監督しています。国税局は、国税庁の指導・監督を受け、管轄区域内の税務署の賦課徴収事務について指導・監督を行うとともに、大規模納税者等について、自らも賦課徴収を行っています。税務署は、国税庁や国税局の指導・監督の下に、国税の賦課徴収を行う第一線の執行機関であり、納税者と最も密接なつながりを持つ行政機関です。

以上のほか、税務職員の教育機関である税務大学校、また、特別の機関として、納税者の不服申立ての審査に当たる国税不服審判所があります。

1 国税庁の任務と使命

(1) 国税庁の任務

国税庁の任務は財務省設置法第19条により「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」を図ることと定められており、この任務を果たすために、広報活動や租税教育など納税者が納税義務を理解し実行することを支援する活動（納税者サービス）や、善良な納税者が課税の不公平感を持つことがないように、納税義務が適正に果たされていないと認められる納税者に対し、的確な指導や調査を実施することによって誤りを確実に是正する活動（適正・公平な税務行政の推進）を行っています。

これに加えて、同条により定められている任務である「酒類業の健全な発達」及び「税理士業務の適正な運営の確保」に努めています。

(2) 国税庁の使命

国税庁は、これらの任務を遂行するに当たっては、納税者である国民の理解と信頼を得ることが何より重要であると考えています。

このため、国税庁の任務を遂行するに当たっての実施基準や行動規範などを分かりやすくまとめ、「国税庁の使命」として職員に示すとともに、国民に対して公表しています（右6ページ参照）。



国税庁

国税庁の使命

使命：納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

任 務

- 上記使命を達成するため国税庁は、財務省設置法第19条に定められた任務を、透明性と効率性に配慮しつつ、遂行する。

1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現

(1) 納税環境の整備

- ① 申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすく的確に周知・広報を行う。
- ② 納税者からの問い合わせや相談に対して、迅速かつ的確に対応する。
- ③ 租税の役割や税務行政について幅広い理解や協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力や参加の確保に努める。

(2) 適正・公平な税務行政の推進

- ① 適正・公平な課税を実現するため、
 - イ 関係法令を適正に適用する。
 - ロ 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でない認められる納税者に対しては的確な調査・指導を実施することにより誤りを確実に是正する。
 - ハ 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収する。
- ② 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応する。

2 酒類業の健全な発達

- ① 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。
- ② 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。

3 税理士業務の適正な運営の確保

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努める。

行 動 規 範

- 上記任務は以下の行動規範に則って遂行する。

1 任務遂行に当たっての行動規範

- ① 納税者が申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて知ることができるよう、税務行政の透明性の確保に努める。
- ② 納税者が申告・納税する際の利便性の向上に努める。
- ③ 税務行政の効率性を向上するため事務運営の改善に努める。
- ④ 調査・滞納処分事務を的確に実施するため、資料・情報の積極的な収集・活用に努める。
- ⑤ 悪質な脱税・滞納を行っている納税者には厳正に対応する。

2 職員の行動規範

- ① 納税者に対して誠実に対応する。
- ② 職務上知り得た秘密を守るとともに、綱紀を厳正に保持する。
- ③ 職務の遂行に必要とされる専門知識の習得に努める。

今 後 の 取 組

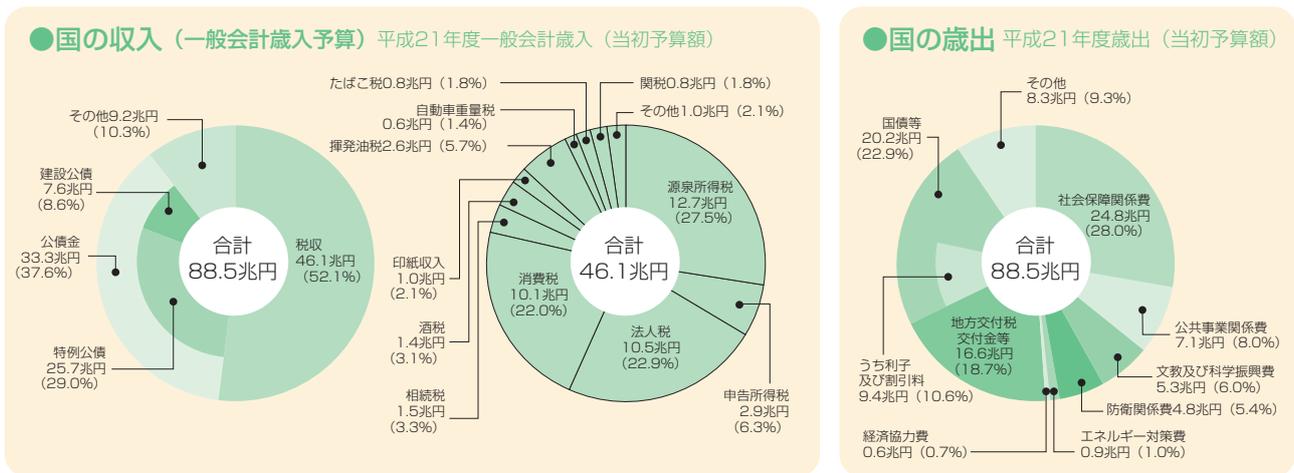
- 高度情報化・国際化等の経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応し、また、納税者のニーズに応えるため、税務行政組織及び税務行政運営につき、不断に見直し・改善を行っていく。

2 国税組織の概要

(1) 国の収入と税

平成21年度の国の収入（一般会計歳入予算）は年間88兆5,480億円です。そのうち46兆1,030億円が租税及び印紙収入で、そこから税関からの税収分や日本郵政株式会社からの印紙収入分を除くと、国税組織の税収分は40兆1,437億円（約87%）となります。

また、所得税、法人税、消費税で税収分の約8割を占めています。



※ 公債金は、公共事業費などを賄うために発行された建設公債と歳入の不足を埋め合わせるために発行された特別公債による収入であり、すべてが将来返さなければならない借金です。
各項目の合計金額と「合計」の金額は、端数処理のため一致していません。

(2) 国税庁の予算と定員

平成21年度の国税庁予算額（当初）は7,205億円で、その大半を人件費が占めています。近年は、特に事務の効率化や納税者の利便性の向上を図るため、国税総合管理（KSK）システム（以下「KSKシステム」といいます。）やe-Taxの予算などに重点を置いています。

国税庁の定員は、昭和40年代後半から昭和50年代は5万2,000人台で推移しました。その後、平成元年に消費税が導入されたことなどに伴い定員が増加しましたが、平成9年度にピークとなり、平成18年度までの9年間に1,000人を超える定員が減少しました。

平成19年度からは、定員増加に転じ、平成21年度の国税庁定員は5万6,240人となっています。

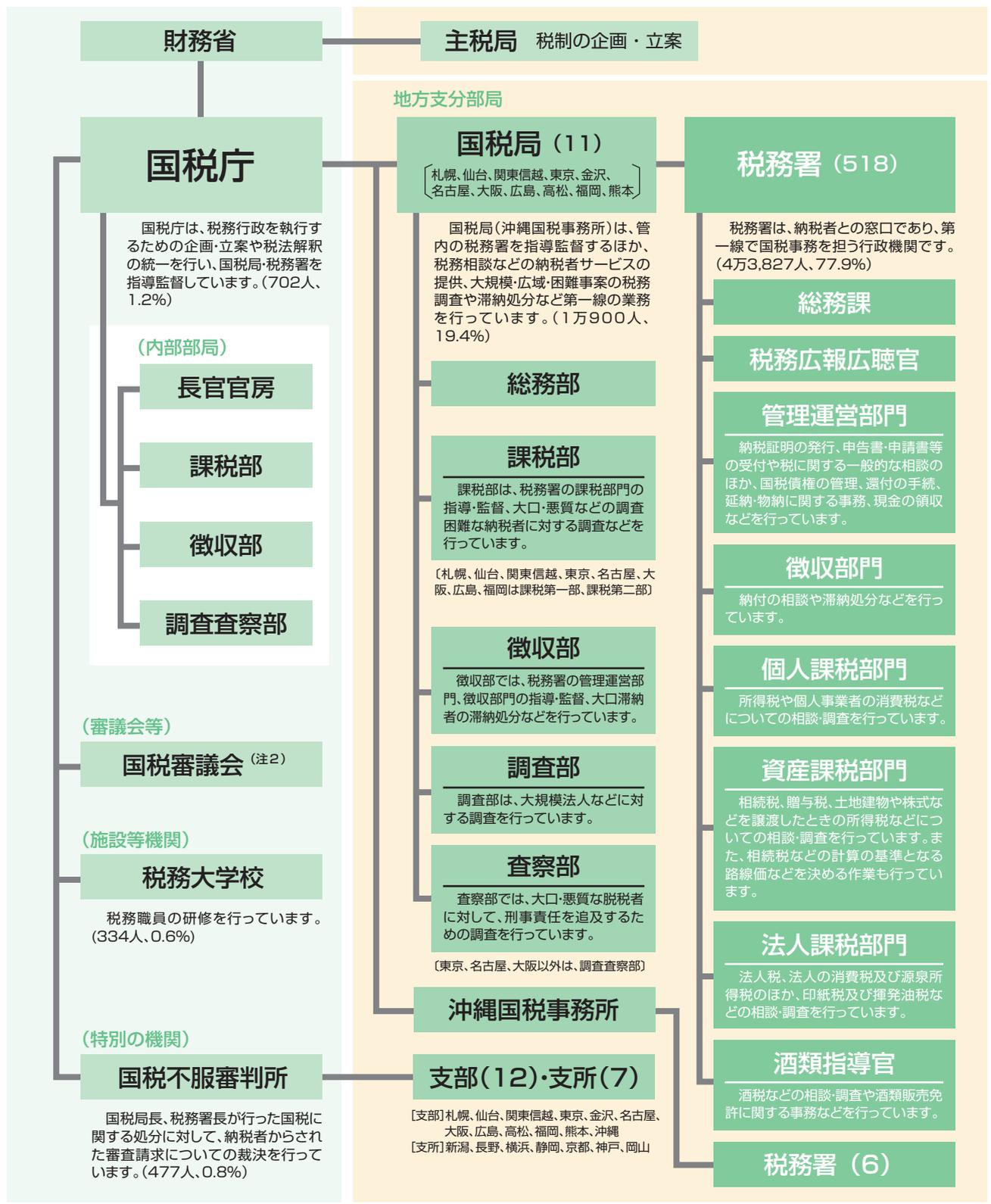
現在の厳しい財政状況の下で、国税庁では、国税庁の任務を遂行するために必要な予算・定員の確保を図るとともに、行政経費の節減や定員の合理化に取り組んでいます。

	昭和50年度	平成9年度	平成21年度	(参考) 平成21年度/昭和50年度
予算 (億円)	2,360	6,548	7,205	305.3%
定員 (人)	52,440	57,202	56,240	107.2%
①所得税確定申告数 (千人)	7,327	20,023	23,693	323.4%
②法人数 (千件)	1,482	2,793	3,003	202.6%
③物品税課税場数 (千件)	117	-	-	-
④消費税課税事業者数 (千件)	-	2,521	3,637	-
① + ② + ③ + ④ (千件)	8,926	25,337	30,333	339.8%

※ 平成21年度の①所得税確定申告数は、平成20年分の計数です。
平成21年度の②法人数は、平成20年6月末の計数です。
④は、消費税課税事業者等届出書提出件数です。なお、平成21年度は、平成21年3月末の計数です。
(参考)は、昭和50年度を100としたときの平成21年度の割合です。

(3) 国税組織の機構

国税事務を行う組織として、国税庁の下に、全国12の国税局（沖縄国税事務所）と全国524の税務署があります。^(注1)



(注) 1 各部署の人数、%は、平成21年度の定員及び国税庁全体の定員に占める割合を示しています。
2 国税審議会では、①国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行うなどの場合において、国税庁長官が意見を求めた事項の調査審議、②税理士試験の執行及び税理士の懲戒処分の審議、③酒類の表示基準の制定などを審議しています。

II 適正な申告と納税の推進

国税の多くは、納税者自らが、税務署へ所得などの申告を行うことにより税額を確定させ、この確定した税額を納税者が自ら納付する申告納税制度を採用しています。これに対して、行政機関の処分により税額を確定する方法を賦課課税制度といい、地方税ではこの方法が一般的です。

国税においても、戦前は賦課課税制度が採られ、税務官署が所得を算定し税額を納税者に告知していました。しかし、昭和22年に、税制を民主化するために所得税、法人税、相続税の三税について、申告納税制度が採用され、その後、多くの国税に適用されるようになりました。

この申告納税制度が適正に機能するためには、第一に納税者が高い納税意識を持ち、憲法・法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行することが必要です。このため国税庁は、納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、租税の意義や税法の知識等についての広報活動や租税教育、法令の解釈や取扱い、手続等の明確化、税務相談、確定申告における利便性の向上など、様々な納税者サービスの充実を図っています。

また、納税者の申告を確認したり、正しい申告へと導いたりするためには、的確な指導と調査を実施するとともに、税理士や関係民間団体などとの協力・協調も必要です。更に、国税が期限までに納付されない場合には、自主的な納付を促し、納付がない場合には、滞納処分を実施するなど、確実な国税の徴収を図ることが必要です。このため国税庁では、是正が必要な納税者に対する的確な指導や調査を実施するとともに、納税者の個々の実情も踏まえた上で、法令等に基づき、厳正・的確な滞納整理を実施しており、適正・公平な税務行政の推進を図っています。

1 納税者サービスの充実

納税者に、自発的かつ適正に申告・納税していただくためには、納税の義務を理解していただくことが何よりも重要です。また、税に関する情報を提供したり、税に関する疑問に回答することも大切です。

このため、「納税者が知りたい情報をいつでも必要なときに税務署に行かなくても入手できること」、「広報の内容が納税者の視点に立った分かりやすい表現であること」、「納税者の意見を広く求め、事務運営の改善に反映させていくこと」といった基本的な考え方に基づいて、広報などを実施しています。

具体的な広報活動としては、国税庁ホームページ（平成20年度アクセス件数104,074千件）を中心に、テレビ、新聞などのマスメディア、税務署や市区町村に用意したパンフレットなどの各種広報媒体や各種の説明会を通じて、租税の意義や役割、税の仕組みなどの様々な情報を提供しています。

また、国税庁では、税に関する一般的な質問・相談について、電話などで回答するほか、一般的な税法の解釈・取扱いについても国税庁ホームページ等を通じて情報提供しています。更に、納税者が実際に行う取引に係る税法上の適用が不明な場合には、事前照会に応じるなど、納税者が適正な申告等を行えるよう取り組んでいます。

(1) ホームページによる情報提供など

国税庁ホームページは、次の機能を有しており、誰もが容易に利用できるよう、検索機能や案内機能の向上を図るとともに、文字拡大・音声読み上げ機能など視覚に障害のある方や高齢者の方の利便性にも配慮しています。

① 税情報の提供

- ② ITを活用した申告・納税手続の窓口（e-Taxや確定申告書等作成コーナー）
- ③ 税務行政に対する意見・要望の窓口

国税庁ホームページにより提供されている情報は、以下のようなものがあります。

- 税法、法令解釈通達、税に関する質疑応答事例、事前照会に対する文書回答事例
- 税情報や国税庁の取組
- 相続税などの課税における土地などの評価額の基準となる路線価や評価倍率
- 国税局や税務署が実施する公売の情報 など

国税庁ホームページの概要

※ 掲載画像は平成21年6月現在のものです。

<p>情報への案内表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ページ上部のボタンで掲載情報を5つに分類し配置 ◆ ページ左側にアクセス数の多い情報への入口を配置 ◆ ページ上部と左側の紺色の案内表示はすべてのページに共通して表示され、必要な情報への移動が容易 	<p>1 税目別に調べる</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 調べたい内容を、「税目別」・「掲載コンテンツ別」にご案内 	<p>2 サイト内検索</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 文章検索や関連語検索などの機能 ◆ 使い方は、「検索の仕方」を参照
	<p>3 メールマガジン</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 「新着情報・メールマガジン配信サービス」の登録 	<p>4 文字拡大・読み上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 高齢者や視覚に障害のある方のための機能



<p>5 国税局・税務署を調べる</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 各国税局コーナーへの入口 	<p>7 タックスアンサー</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ お問い合わせの多いご質問とそれについての一般的な回答を掲載した「よくある税の質問」への入口 	<p>9 Web-TAX-TV</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 税情報や国税庁の取組を動画と図解で分かりやすく解説するインターネット番組
<p>6 国税電子申告・納税システム(e-Tax)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ e-Taxをご利用いただく際の、「事前準備」、「初期登録」、「手続の流れ」など、e-Taxを利用した申告・納税等をサポートするための情報を提供 	<p>8 ホームページの使い方</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 初めて利用される方などへHPの使い方をご案内 	<p>10 税の学習コーナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 税について楽しく学べる子供向けのページ ◆ 租税教育用教材

(2) 租税教育

国税庁では、次代を担う児童・生徒が、民主主義の根幹である租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、その使い道に関心を持ち、更には納税者として社会や国の在り方を主体的に考えるという自覚を育てることを目的に、租税教育の充実に向けた支援を行っています。

租税教育は、社会全体で取り組むべきものとの考えの下、学校教育の場においては、各都道府県に設置した、国、地方公共団体、教育関係者などからなる租税教育推進協議会を中心に、広く関係民間団体の協力を得て、租税教室の開催や租税教育用副教材の作成・配付、作文募集などを行っています。

また、児童・生徒が自ら税に関する課題を見つけ、学び、考え、主体的に判断し、問題を解決する資質や能力を育てる場として、東京上野税務署内に租税教育専用の施設「タックス☆スペースUENO」を設置しています。税務署見学や税の学習を希望する全国の児童・生徒をはじめ、大学生・社会人など多くの方々にご利用いただいております。



タックス☆スペースUENOの風景

租税史料室による税知識の普及活動

税務大学校和光校舎にある租税史料室では、日本の税に関する歴史的資料を展示した唯一の専門施設として数多くの貴重な所蔵史料を公開し、租税史研究に携わる専門家のみならず、中高生から社会人まで広く一般の方々にもご利用いただいております。

また、専門のスタッフが、所蔵史料の歴史的考察や過去の租税制度の研究も行っております。

なお、所蔵史料の解説など、詳しくは、国税庁ホームページ税務大学校コーナー <http://www.nta.go.jp/ntc/index.htm> をご覧ください。



租税史料室

(3) 説明会

国税庁は、税に関する手続や税制改正の内容などについて、納税者に理解を深めていただくため、全国の税務署において説明会を開催しています。

具体的には、申告に必要な記帳や帳簿などの保存の必要性や、申告書や決算書の作成方法などを指導するための説明会、源泉徴収義務者を対象とした年末調整説明会、改正税法に関する説明会、新設法人のための説明会など、税に関する情報提供を行うための様々な説明会を開催しています。

●各種説明会の開催回数・参加人員 (平成19事務年度)

各種説明会	
開催回数	31,104回
参加人員	1,491千人

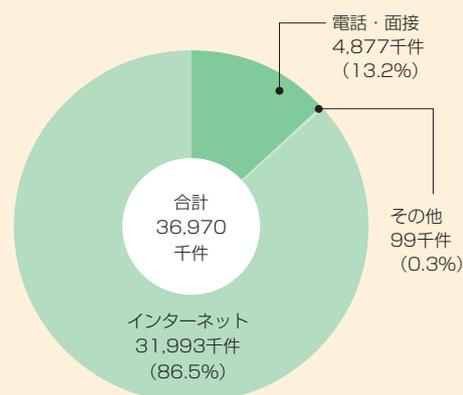
(4) 税務相談

税務相談は、納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、税に関する情報を提供したり、税務一般に関する質問に答えるもので、納税者サービスの一環として行われています。国税庁は、納税者の税に関する質問・相談に答えるため、税に関する一般的な質問や相談を、国税局ごとに設置した電話相談センターで集中的に受け付けています。電話相談センターでは、税務全般について経験豊かな税務相談官が、原則として税目別に対応しており、東京、名古屋、大阪の各国税局には、外国人のための英語による税務相談に対応する税務相談官も配置しています。

また、税に関するよくある質問など定型的な情報をタックスアンサーとしてインターネットなどで提供しています。

一方、電話では対応が難しい複雑で詳細な事実確認が必要な税務相談など面接相談が必要な場合には、所轄税務署において予約制で受け付けることにより、税務署における待ち時間の解消を図るなど、相談内容に応じた効果的・効率的な運営に努めています。

●税務相談室における税務相談の状況
(平成20年度)



(5) 事前照会

納税者が実際に行う取引などについての税法の適用が不明な場合は、税務署や国税局で事前照会に応じています。このうち、文書による回答を求める旨の申出があったときには、同様の取引についての税法上の取扱いが明らかになっていないなど一定の要件を満たす場合に、文書による回答を行っています。更に、他の納税者にも役立つよう、その照会、回答の内容などを国税庁ホームページで公表しています。平成20年度の文書による回答を求める照会件数は、118件となっています。

なお、文書回答手続の対象となる取引について、従来「実際に行われた又は確実に行われる取引」としていましたが、納税者の将来の取引についても、税法の適用をあらかじめ明らかにするため、平成20年4月から「実際に行われた取引又は将来行う予定の取引で個別具体的な資料の提出が可能なもの」としました。併せて、照会者名などの照会者を特定する情報を原則非公表とするなど、納税者が利用しやすいように手続などを改正しました。

2 確定申告

年々、確定申告を行う個人は、増加しています。

平成20年分の所得税の確定申告を行った申告者数は2,369万人に上り、国民の5人に1人が確定申告を行っていることとなります。そのうち、還付申告者数は、1,283万人を超え、所得税の確定申告者数の半数以上を占めています。

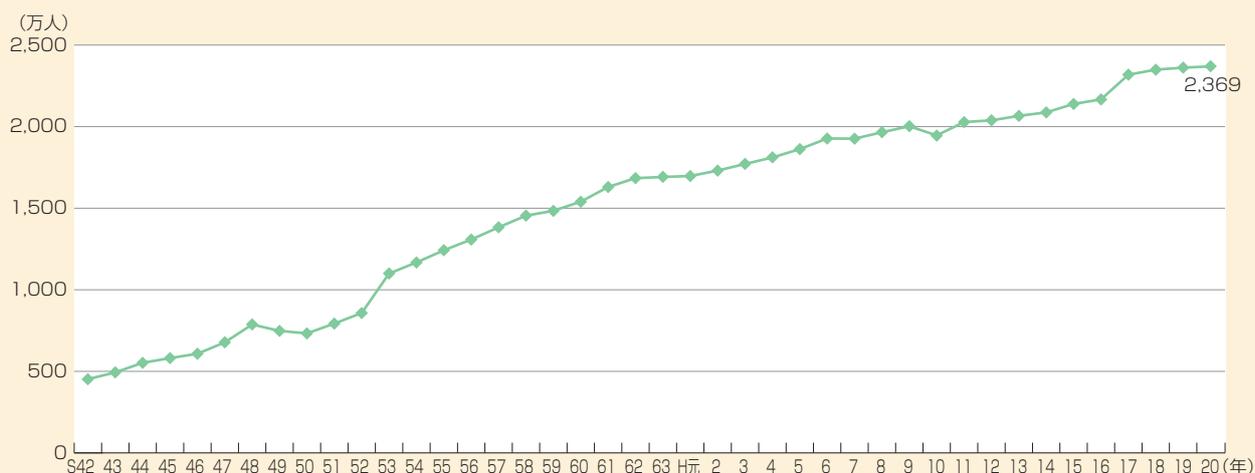
国税庁は、申告者数の増加に加え、多様化にも対応して、納税者の満足度を高めるため、申告に関連するコストをできるだけ小さくするとともに、良質なサービスを提供するように工夫しています。

(1) 自書申告の推進

自書申告とは、納税者が自ら申告書を作成して、税務署に提出していただくことです。納税者自らが進んで適正な申告と納税を行うことを基本としている申告納税制度の下、納税者が税の仕組みを理解し、自ら申告書を作成していただくことは、非常に重要であると考えています。より多くの納税者が自宅から自発的かつ適正に申告を行えるよう、国税庁ホームページなどで税に関する情報を提供するとともに、同ホームページの「確定申告書等作成コーナー」やe-TaxなどITを活用したサービスを提供し、自書申告推進のための環境整備に努めています。また、申告相談を希望する納税者には、適切な相談体制を構築するとともに、「確定申告書等作成コーナー」が利用できるパソコンを税務署が設置する申告相談会場に配備することにより、自書申告を推進しています。

所得税の確定申告期には毎年、2,000万件を超える多数の申告書が提出されているため、各種施策の実施に当たっては、納税者利便の向上を図りつつ、限られた定員の中で確定申告事務全体を円滑かつ効率的に実施することとしています。

●個人申告者数の推移



(2) 閉庁日における申告相談などの実施

所得税の確定申告期について、「申告相談が平日だけの対応では困る、閉庁日にも対応してほしい」という納税者からの声を受けて、確定申告期間中の日曜日に2回、一部の税務署を対象として税務署内や署外の合同会場において申告書の受付や申告相談などを実施しています。なお、納税者利便を考慮しつつ効率的な実施に努めた結果、平日に申告会場に来署できない給与所得者など利用された納税者からは、毎年高い評価を受けています。

平成20年分の確定申告期においては、平成21年2月22日と3月1日に実施し、25万6,000件の所得税の確定申告書の提出がありました。

参 考 還付申告・更正の請求

源泉徴収された税金や予定納税をした税金が年間の所得について計算した税金の額より多いときには、還付申告をすることによって、納め過ぎた税金が戻ってきます¹。

また、計算に誤りがあったために納税額を過大に申告した場合など、既に行った申告について、納税額が多過ぎた場合や還付金額が少なかった場合には、更正の請求²をすることができます。

国税庁では還付申告や更正の請求に対し、関係法令に基づき、適正かつ迅速な処理を図っています。

参 考 災害などにあつた場合

- (1) 災害などの理由により申告、納税などをその期限までにできないときは、所轄の税務署長に期限の延長を申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。
- (2) 地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。
- (3) 地震、火災、風水害などの災害によって財産に相当の損失を受けた場合に、損失を受けた日から1年以内に納期限が到来する国税があるときは、災害のやんだ日から2か月以内に税務署長に申請し、その許可を受けることにより、納期限から1年以内の範囲で納税が猶予されます。
- (4) 災害や盗難などによって既に納期限が到来している国税を一時に納付することができなくなったときは、税務署長に申請し、その許可を受けることにより、一時に納付することができないと認められた金額を限度として、1年以内の範囲で納税が猶予されます。

地方税当局との協力

地方税の中には、対象となる納税者や税の仕組みが国税と共通しているものがありますので、納税者の申告手続の簡略化を図るために、制度面や執行面において、国税（当局）と地方税（当局）との間で緊密な連携を図っています。例えば、制度面では、所得税の申告をした納税者は、地方税である個人事業税や個人住民税の申告をしなくても済みます。また、消費税と地方消費税の申告なども同一の手続で行うことができます。執行面では、多くの市区町村で所得税の申告の相談などを行っています。このほか、国税当局と地方税当局が共同して、申告説明会の開催や税務広報を実施しています。こうした執行面の相互協力は、国税当局と都道府県・市区町村の各地方税当局との協議に基づいて実施しています。

1 一定の要件に該当する場合には、還付加算金が加算されます。

2 更正の請求は、定められた期間内に、誤りの内容などを記載した更正の請求書を税務署に提出することにより行います。

③ 適正・公平な税務行政の推進

国税庁は、適正かつ公平な課税を実現するため、限られた人員等をバランスよく配分し、大口・悪質な納税者に対しては組織力を最大限に活かした的確な調査を行う一方で、簡単な誤りの是正などは簡易な接触を組み合わせるなど、メリハリのある事務運営を心掛けています。

特に不正に税金の負担を逃れようとする納税者に対しては、様々な角度から厳正な調査を実施することとしています。

具体的には、K S Kシステムを活用して、データベースに蓄積された所得税や法人税の申告内容や各種資料情報などを基に、業種・業態・事業規模といった観点から分析して、調査対象を選定しています。

このように、資料情報は、適正・公平な課税を実現する上で重要であることから、調査において活用効果の高い資料情報を効率的に収集するための体制を整備しています。

● 税務調査等の件数

(単位：千件)

事務年度	平成 17 事務年度	平成 18 事務年度	平成 19 事務年度
調査の件数	439	474	466
簡易な接触の件数	687	658	698

税務調査は、納税者の申告内容を帳簿などで確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるものです。特に悪質な納税者に対する税務調査には日数を十分かけるなど重点的に取り組んでいます。

実地調査で把握した1件当たりの申告漏れ所得金額は、平成19事務年度においては、申告所得税は965万円¹、法人税は1,107万円となっています。

● 実地調査で把握した申告所得税・法人税の1件当たり申告漏れ所得金額



(1) 調査において重点的に取り組んでいる事項

イ 資産運用の多様化・国際化に対する取組

高額な所得が見込まれるが申告額が少なかったり、そもそも申告を行っていない者などについては、資産運用の多様化・国際化も念頭に置いた上で調査等に取り組んでいます。特に高額所得者が、海外投資や外国為替証拠金取引（以下「FX取引」といいます。）により得た収入の申告を行わないケースも把握されているため、様々な切り口により調査選定を行い、調査を充実させています。

また、昨今の活発なFX取引を反映して、平成20年度の税制改正により、先物取引に関する調査

¹ 実地調査のうち、特別・一般調査に係る金額です。

に係る整備が行われ、平成21年1月1日以後に店頭で取引される金融商品先物取引の差金決済についても、取引所取引と同様に支払調書の提出が義務付けられました。提出された支払調書は申告内容の確認等に利用し、必要に応じて適正課税のために活用することとなります。

□ 消費税の不正還付申告に対する取組

消費税は、主要な税目の一つであり、預り金的性格を有するため、国民の関心が極めて高く、一層の適正な執行が求められています。特に、消費税について虚偽の申告により不正に還付金を得るケースも見受けられるため、還付の原因となる事実関係について十分な審査を行うとともに、還付原因が不明な場合には、調査等により接触し、不正還付防止に努めています。

八 審理の充実

税務行政に対する信頼を確保するために、課税がきちんとした事実認定の下、適切な法令解釈あるいは法令の適用がなされていることが重要です。

このため、あらゆる事案において、常に、納税者の主張を正確に把握し、的確な事実認定に基づいて十分に法令面の検討を行った上で、適正な課税処理を行うよう努めています。その際、確実に法令要件が満たされているかなどを確認するための手続・手順の遵守を徹底しています。

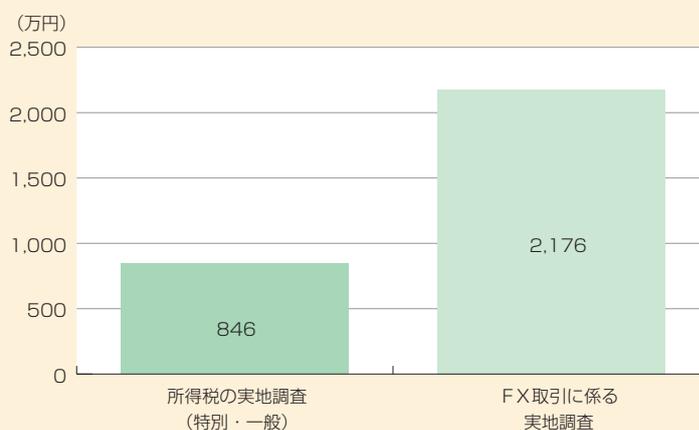
F X取引に係る実地調査の事績

- 平成18事務年度において、F X取引を行っている者のうち、申告漏れあるいは無申告が想定される者に対して、重点的に実地調査を行いました（調査件数 1,030件）。

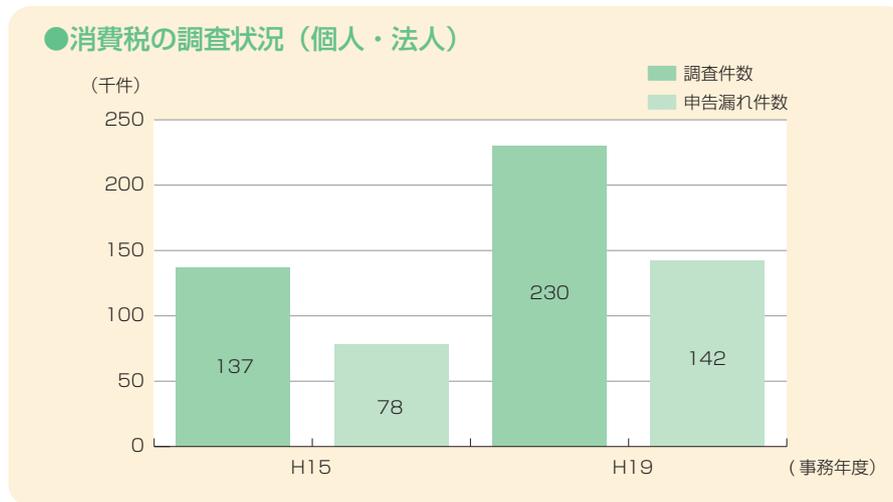
申告漏れ所得金額は、224億円にも上り、1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,176万円となっています。

平成18事務年度の所得税の実地調査（特別・一般）の状況は、1件当たりの申告漏れ所得金額が846万円となっており、F X取引に係る実地調査事績と比較すると、1件当たりの申告漏れ所得金額は2.6倍となっています。

● F X取引に係る調査事績（1件当たりの申告漏れ所得金額）



消費税調査の取組



○ 悪質な消費税不正の例

- ・ 架空の契約により、不動産や機械設備などの固定資産を取得したように仮装し、不正に消費税の還付を受けていた。
- ・ 事業者が支払う人件費は非課税であるが、関係会社（人材派遣会社など）からの派遣であると偽ることにより、課税取引である外注費に仮装して不正に消費税の還付を受けていた。

(2) 適正な源泉徴収制度の運営

源泉徴収制度は、年末調整を行うことにより、5,000万人を超える給与所得者のうち多くが確定申告の手續を要することなく課税関係を完結できる制度であり、申告納税制度の円滑な運営と並び、税務行政上極めて重要な制度です。

国税庁では、源泉徴収義務者に適正に源泉徴収や納付を行っていただくため、年末調整説明会や各種手引・パンフレットの配布等により、源泉徴収制度の周知・広報を行っています。

また、預り金である源泉所得税を納期限まで納付していない源泉徴収義務者に対しては、文書や電話照会により効率的な納付指導を実施しています。特に、大口、悪質・処理困難事案に対しては、厳正・的確に対応しています。

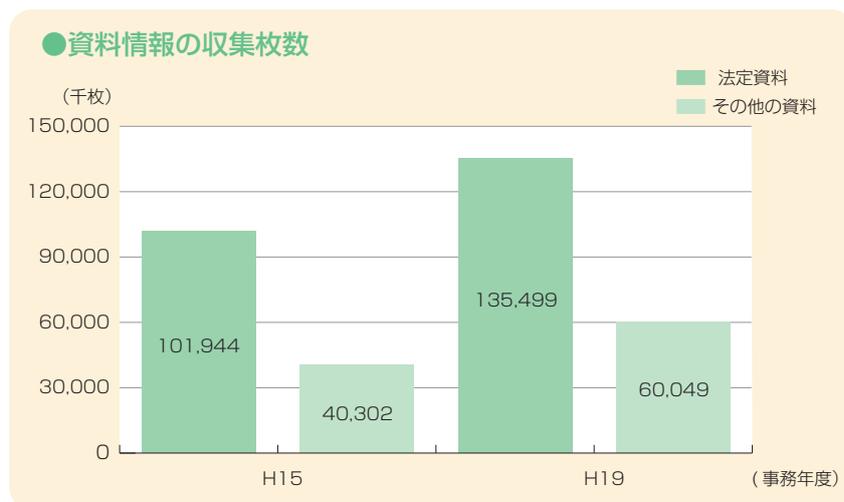
(3) 資料情報

国税庁では、税法などの規定により提出が義務付けられている給与所得の源泉徴収票や利子等の支払調書のほか、調査などの際に把握した裏取引や偽装取引に関する情報など、様々な資料情報の収集を行っています。

国税庁で収集した資料情報は、現在、年間1億9,000万枚にも上り、これらの情報と申告に関するデータを一元的にK S Kシステムで管理し、的確な指導や税務調査に活用しています。

また、近年の経済社会の広域化、国際化、高度情報化などに対応するため、新しい取引形態に関する

資料情報を積極的に収集しており、海外の企業との取引、海外投資に関する情報、インターネットを利用した電子商取引などの資料情報の収集に取り組んでいます。



(4) 査 察

一般の税務調査とは別に、偽りその他不正の行為により故意に税を免れた納税者には、正しい税を課すほかに、反社会的行為に対して刑事責任を追及するため、強制的権限を行使するなどして犯罪捜査に準ずる方法で調査し、その結果に基づき検察官に告発し、公訴することを求めます。これを査察制度といいます。査察制度は、大口・悪質な脱税者の刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じ、適正・公平な課税の実現と申告納税制度を維持するという重要な使命を担っています。

全国の国税局等の査察部門では、関係各部及び検察当局等との連携の強化を図り、従来の所得税・法人税事案に加え、国際化事案をはじめとする社会・経済状況の変化に即した社会的波及効果の高い事案についても積極的に対応するよう努めています。

平成20年度においては、211件の査察調査に着手する一方で、前年度から引き続き査察調査を行っていた事件も含めて208件を処理し、そのうち153件を検察官に告発しました。脱税総額は351億円、告発事件1件当たりの脱税額は1億6,300万円となっています。

脱税の手口としては、売上を故意に隠したり、原価を不当に高く計上したりといったものが目立っていました。また、海外取引に関連した脱税、金融・証券取引に関連した脱税、無申告の脱税事例なども見られました。

なお、平成20年度中に一審判決が言い渡された事件は154件で、すべての事件について有罪判決が出されました。平均の懲役月数は16.1か月、罰金額は2,200万円となっています。また、実刑判決は9人に出されました。実刑判決は昭和55年以降毎年言い渡されています。

●査察調査の状況

年度	着手件数	処理件数	告発件数	脱税総額 (うち告発分)	1件当たり脱税額 (うち告発分)
19	220 件	218 件	158 件	35,340 (30,888) 百万円	162 (195) 百万円
20	211	208	153	35,070 (24,942)	169 (163)

※ 脱税額には、加算税を含みます。

● 査察事件の判決の状況

年度	判決件数 ①	有罪件数 ②	有罪率 ②/①	実刑判決 人数③	1件当たり 犯則税額④	1人当たり 懲役月数⑤	1人(社)当たり 罰金額⑥
	件	件	%	人	百万円	月	百万円
19	189	189	100.0	22	127	16.1	31
20	154	154	100.0	9	79	16.1	22

※ ③～⑥は、他の犯罪との併合事件を除いてカウントしています。
犯則税額とは、偽りその他不正の行為により免れた税額をいいます。

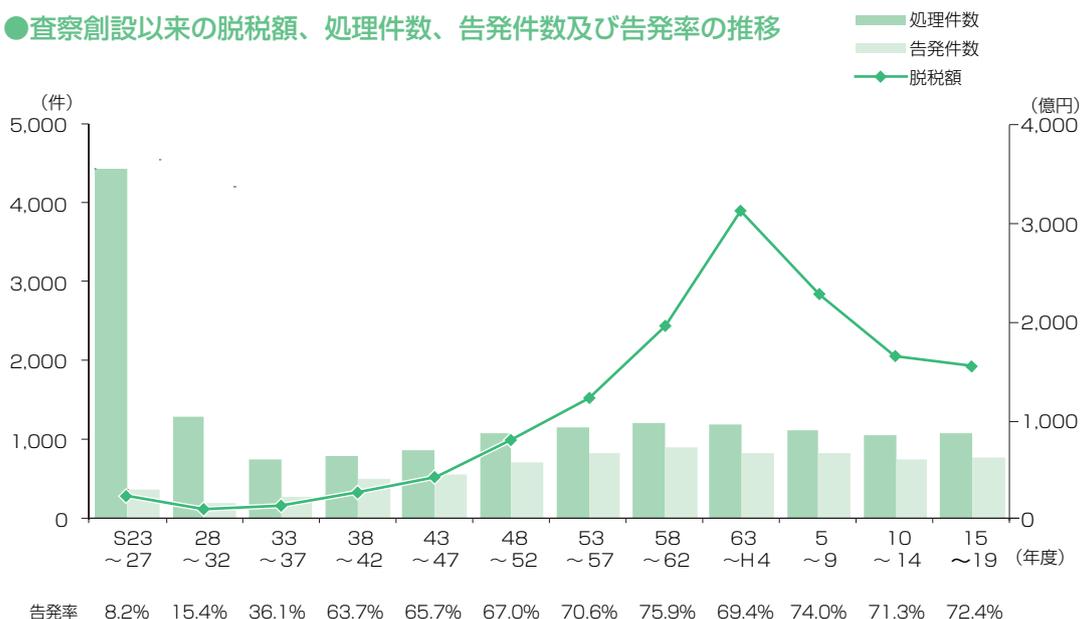
《コラム》 査察制度60周年

査察制度は、昭和23年7月に大蔵省（現、財務省）主税局と財務局に査察部が設置されたことに始まり、平成20年7月に60周年を迎えました。

創設当初には、終戦直後のインフレに伴う利得者の所得の徹底的な捕捉による税収の確保に重点が置かれていましたが、その後の経済・社会の安定とともに、査察制度についての様々な議論を経て、今日に至る「大口・悪質な脱税者の摘発」という理念を確立し、法務・検察当局との緊密な連携の下、わが国における申告納税制度の「最後の砦」として、その定着に大きな役割を果たしてきました。

この60年間は、その時々々の経済・社会状況の変化に的確に対応しながら、悪質性が著しく高く、納税秩序の維持に多大な影響を与える事案など、社会的に意義のある事件を幅広く摘発して、期待される査察の役割を果たしてきました。

● 査察創設以来の脱税額、処理件数、告発件数及び告発率の推移



Web-TAX-TV

国税庁インターネット番組

ジャンルで選べる税金ガイド

国税庁ホームページで配信中!!

～国税査察官の仕事～

脱税に目を光らせる国税査察官の仕事ぶりをドラマ仕立てで紹介します!

盛況のカリスマホスト



脱税の情報収集 (張り込み)



強制調査前日の打合せ



強制調査に着手!



隠し財産を発見!



脱税は社会公共の敵



参 考 税務調査について

国税庁においては、適正申告の実現を図るため、納税者に対して、的確な調査・指導を実施することとしています。

(1) 調査の事前通知

調査に際しては、納税者の都合を伺うため、原則として、調査日時などをあらかじめ電話により通知しています。ただし、ありのままの事業実態などの確認を行う必要がある場合には、事前に通知は行っていません。

なお、事前通知は、所得税の調査で約8割、法人税の調査で約9割実施しています。

(2) 調査の進め方

税務調査のため、職員が納税者の住居や事務所に伺う際には、写真入りの身分証明書などを提示して職員の身分と氏名を明らかにしています。

税務調査の際、調査担当者に日々の取引を記帳している帳簿書類などを提示していただき、申告内容や帳簿書類などに関する質問に対して正確に説明していただければ、税務調査は迅速かつ円滑に進みます。

また、調査を開始した場合は、納税者にかかる負担を少なくするため、できるだけ迅速に進めることとしています。

税務調査は、原則として、納税者本人の立会いの下に行います。

なお、納税者は、税務代理を委嘱した税理士を税務調査に立ち合わせることができます。

(3) 調査終了後の対応

税務調査において申告内容に誤りが認められた場合、納税者に申告の誤りの内容などについて説明することとしています。

申告内容の誤りを是正するための修正申告を勧める際には、「修正申告等について」という書面を用いて、修正申告に係る異議申立てや審査請求ができないことや延滞税及び加算税について説明をしています。また、今後の申告や帳簿書類の記帳などに関して指導事項があるときは、その内容についても説明を行い、税務調査を契機に納税者が税務知識を深め、将来にわたって自主的に適正な申告と納税ができるよう図っています。

なお、納税者が修正申告などの勧めに応じない場合には、税務署長が更正又は決定を行い、納税者のもとに更正通知書や決定通知書を送付しています。

税務調査の結果、申告内容に誤りが認められなかった場合、次のような対応をとっています。

- ① 申告内容に誤りが認められず、かつ、指導事項もないときには、納税者に対して、「調査結果についてのお知らせ」という書面を送付しています。
- ② 修正申告などには至らないが、今後の申告や帳簿書類の備付け、記録、保存に関して指導事項があるときには、その内容について説明を行っています。また、税務調査が終了したことを明確に伝えています。

参 考 情報の厳正な管理

税金の計算においては、収入や売上、経費の支払いなど納税者のプライバシーに触れる情報が必要となります。また、税務調査では、取引先に関する情報なども必要となる場合があります。こうした納税者のプライバシーや情報が簡単に漏れるようでは、納税者の国税庁への協力は期待できなくなり、円滑な調査に支障が生じかねません。

このため、税務職員が税務調査などで知った秘密を漏らした場合には、国家公務員法上の刑事罰（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）よりも重い税法上の刑事罰（2年以下の懲役又は30万円以下の罰金）が課されることとなっています。こうした罰則規定の趣旨を徹底するため、定期的に職員に対する研修を行っています。また、お話を伺う場所についても、プライバシーを配慮し、店舗先や玄関先はなるべく避けるようにしています。

また、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の趣旨などを踏まえ、行政文書の管理状況を定期的に点検するなどにより、国税庁の保有する納税者情報を厳正に管理するよう努めています。

参 考 加算税・延滞税の取扱いと免除

適正な申告や納税を確保するため、期限内に正しい申告や納税をしていない場合、申告所得税や法人税などのほかに延滞税がかかる場合があります。更に、過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税がかかる場合があります。

延滞税	納期限の翌日から2か月を経過する日まで	年 4.5%（平成 21 年の場合）※
	納期限の翌日から2か月を経過した日以後	年 14.6%

※ 金融情勢により年ごとに変動します。

加算税		通常の場合	仮装隠ぺいがあった場合
	期限内に申告したが税額が少なかった場合	過少申告加算税 (10%又は 15%)	重加算税 (35%)
	期限内の申告がない場合	無申告加算税 (15%又は 20%)	重加算税 (40%)

なお、納税者の責めに帰すべき事由のない、正当な理由があると認められる場合は、過少申告加算税又は無申告加算税は課されません。

また、災害による納税の猶予を受けた場合、国税職員の誤った申告指導などによって納税者が申告又は納付することができなかったなど一定の要件に該当する場合には、延滞税の全部又は一部が免除されます。国税庁では、こうした加算税などが課されない場合の取扱いを定め、国税庁ホームページで公表しています。

4 確実な税金の納付

(1) 自主納付態勢の確立

申告された国税は、国庫に納付されて初めて歳入となります。平成19年度は、税務署に申告された国税などの課税額（徴収決定済額）約52兆5,400億円に対し、年度内に納められた税金は約52兆1,700億円であり、その収納割合は99.3%でした。

国税は、納税者が自ら申告し、その税額を自ら期限までに納付する申告納税制度を原則としています。このため、うっかり期限を過ぎてしまうことがないように広報に努めるほか、継続的に申告・納付を行う申告所得税や個人事業者の消費税については、預貯金口座からの振替納税が利用できることを案内しています。更に、平成16年からは、e-Taxによって自宅やオフィスでの国税の納付が可能となり、平成20年1月からは、コンビニでの納付を開始しました。現在では、新たな納付手段として、ダイレクト納付¹の実現に向けて取り組んでおり、納税者サービスの更なる向上を図っています。

また、前回、期限を過ぎて納付した納税者には、あらかじめ文書で期限内納付を呼び掛けたり、うっかり期限を過ぎてしまった納税者に、督促状を発付する前に電話で連絡して納付を促すなど、滞納の未然防止を図っています。

国税のコンビニ納付の実施

国税のコンビニ納付については、平成20年1月21日から国税庁長官が指定する納付受託者（コンビニエンスストア）の店舗において取扱いを開始しています。

このコンビニ納付の導入により、納税者は、金融機関や税務署の窓口が開いていない夜間や休日においても、4万箇所を超えるコンビニエンスストア店舗で納付手続が可能となりました。平成20年1月から12月までのコンビニ納付件数は、約85万件であり、1件当たりの平均利用金額は約3万6,000円となっています。休日の利用割合は約20%、税務署の開庁時間以外の時間帯における利用割合が約30%であり、早朝や夜間においても利用されています。

なお、コンビニ納付を利用するためには、バーコード付納付書が必要であり、納付金額が30万円以下で、次のような場合に所轄の国税局・税務署で発行します。

- ① 確定した税額を期限前に通知する場合（所得税の予定納税など）
- ② 督促・催告を行う場合（全税目）
- ③ 賦課課税方式による場合（各種加算税）
- ④ 確定した税額について納税者から納付書の発行依頼があった場合（全税目）

¹ ダイレクト納付とは、事前に税務署等に届出をすることで、e-Taxと金融機関のシステムを介して、届出した預貯金口座から即時に納税が完了する電子納税の新たな納付手段です。

現在、平成21年9月からの導入に向けて取り組んでいます。

(2) 滞納圧縮への取組

滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいい、平成19年度末時点の滞納税額は約1兆6,151億円となっています。

国税庁では、まず滞納が発生しないようにすることが重要であると考えており、滞納の未然防止や早期徴収を図るため、国税組織全体として税の徴収に取り組んでいます。

更に、滞納を放置することは、期限内に国税の納付を行っている大多数の納税者との間に不公平をもたらし、適正・公平な徴収が実現しないこととなるため、基本となる3つの取組方針の下、滞納残高の圧縮に取り組んでいます。

イ 消費税滞納の優先処理

預り金的性格を有し、国民の関心が高い消費税滞納については、滞納全体に占める割合が年々高まっており、国税局・税務署を通じて優先的に滞納整理を行っています。

ロ 大口、悪質・処理困難事案の重点的処理

大口、悪質・処理困難事案については、早期かつ確実に処理方針を見極めた上で、厳正・的確な滞納整理を実施しています。

特に、悪質・処理困難事案については、累積・長期滞納事案を含め、適切な財産調査、差押え・公売などの滞納処分を実施するほか、プロジェクトチームの編成など組織的な滞納整理を行うとともに、詐害行為取消訴訟¹等の原告訴訟を提起するなど法的手段を活用した滞納整理を積極的に実施するよう努めています。

また、財産の隠ぺいなどにより国税の徴収を免れようとする悪質な滞納者に対しては、滞納処分免脱罪²の告発を行うなど、特に厳正に対処しています。

ハ 少額滞納事案の効率的処理

少額滞納事案については、集中電話催告センター室（納税コールセンター）で集中して電話催告を行うなどにより効果的・効率的な処理を行っています。

このような取組の結果、平成19年度における全税目の整理済額は、9,517億円³となりました。しかしながら、滞納は依然として高水準にあることから、大口、悪質・処理困難事案及び消費税滞納事案に重点的に取り組むとともに、少額滞納事案に対しては、効果的・効率的な処理を行うことにより、滞納の整理促進を図っていきます。

なお、滞納処分の執行は、納税者の権利・義務に特に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、事実関係を正確に把握した上で、差押え、公売等の滞納処分を行う一方、納税の猶予、換価の猶予等の納税緩和措置を講じるなど、滞納者個々の実情を踏まえつつ、法令等に基づき適切に対応しています。

1 詐害行為取消訴訟とは、滞納者と第三者との間における債権者（国）を害する法律行為（詐害行為）の効力を否定して、滞納者から離脱した財産をその第三者から取り戻して滞納者に復帰させるための訴訟をいいます（国税通則法第42条、民法第424条参照）。

2 滞納処分免脱罪（国税徴収法第187条）とは、差押えなどの滞納処分を免れる目的で、財産の隠ぺいなどを行った納税者などに対する罰則（3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）をいいます。

3 徴収職員1人当たりの整理済額は約2.2億円です。

Ⅱ 適正な申告と納税の推進

●全税目の滞納整理中のものの額の推移



※1 実数値は、滞納整理中のものを示します。
 ※2 地方消費税を除いています。

●消費税の滞納整理中のものの額の推移



※1 実数値は、滞納整理中のものを示します。
 ※2 地方消費税を除いています。

●消費税の占める割合の推移



※ 地方消費税を除いています。

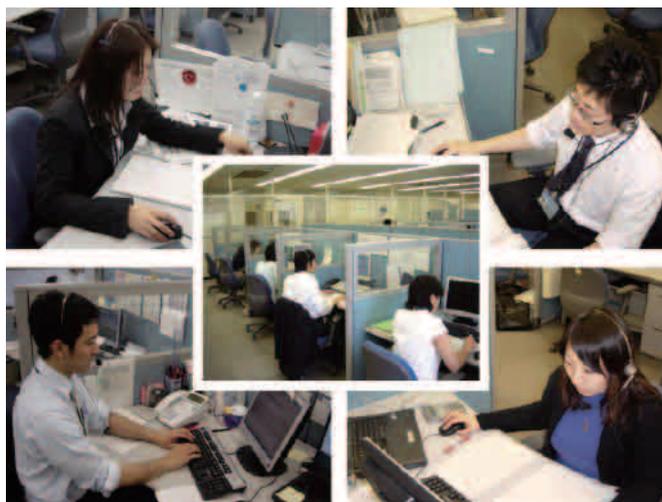
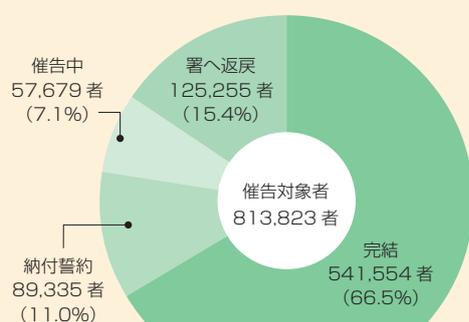
(3) 集中電話催告センター室

集中電話催告センター室（納税コールセンター）では、滞納者に対してコンピュータシステムが自動的に電話をかけ、職員が、端末機画面に表示された滞納者情報を参照しながら、効果的・効率的に納付の催告を行っています。

なお、平成19年7月から平成20年6月までの1年間で、催告対象約81万者のうち、約54万者（66.5%）が完納し、9万者（11.0%）が分納中となっています。

●集中電話催告センター室の滞納整理状況

平成19年7月から平成20年6月末までに電話催告の対象となった813,823者のうち、完結に至ったのは541,554者となっている。



執務風景

(4) インターネット公売

インターネット公売は、民間のオークションサイトを利用することにより、公売の参加者が公売会場に出向く必要がなく、公売の期間中24時間インターネット上で買受申込みをすることができます。国税庁では平成19年6月から実施しています。

このインターネット公売は、利便性が高く、より多くの公売の参加者を募ることができるため、差し押さえた財産の高価・有利な売却に役立っています。

平成20年度は、4回のインターネット公売を実施した結果、延べ約11千人の方が参加され、絵画、貴金属、自動車、不動産など約500物件が、約2億円で売却されています。

(5) 的確かつ効率的な債権債務の管理

納税申告や還付申告によって、国税の債権債務の管理業務が大量に発生します。この債権債務を、的確かつ効率的に管理するため、昭和41年からシステム化を図ってきましたが、平成13年にKSKシステムが全国の税務署に導入され、現在は統一されたシステムで債権債務を管理しています。

また、税金の納付については、所得税を中心に年間約4,500万件あり、その大半が金融機関の窓口や口座振替で行われています。この大量に発生する納付を効率的に処理するため、日本銀行による納付書のOCR処理¹など、金融機関や日本銀行との連携によって合理化を図るとともに、所得税と個人事業

¹ 「OCR処理（光学式文字認識処理）」とは、納付書に記載された文字を電子データに変換することをいい、これによりペーパーレス化を図ることができます。

II 適正な申告と納税の推進

者の消費税について振替納税²を導入して事務作業の合理化を図っています。還付金の支払いについても、各税務署から書面で振込処理を行っていましたが、平成13年に振込処理を集中化して、磁気テープによりペーパーレスでの処理に移行し、平成18年9月からは、更にオンライン化することにより、効率的かつ迅速な処理を進めています。

国税債権債務の管理は、課税と徴収の要となるものです。今後とも、システムの高度活用により、迅速かつ的確な処理を行い、納税者に対する還付金の早期還付を図るなど、サービス向上を図っていきます。

5 税理士制度

税理士は、納税者が適正な申告と納税ができるよう援助することなどを職務とする、税務に関する専門家であり、税理士法において「税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図る」という公共的な使命が規定されています。平成21年3月末で、全国で71,177人の税理士が登録を受け、また1,750の税理士法人が設立されています。

納税者は、税理士に申告書の作成を依頼したり、税理士の専門的な助言に基づいて申告を行ったりするなど、税理士が提供するサービスを利用することにより、適正に申告・納税することが可能であり、経済取引の複雑化や納税者数の大幅な増加などの状況の変化の中で、税理士の役割はますます重要になっています。

また、企業や個人事業者は、帳簿の作成や決算などの会計業務についても税理士に依頼したり、助言を受けるケースが多く、税理士は申告の基礎となる正しい記帳の推進においても重要な役割を果たしています。

このような税理士となるためには一定の資格要件が必要であり、①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談の各業務は、たとえ無償であっても税理士でない者は行ってはならないこととされており、同時に、税理士に対しては種々の義務と責任が課されています。

国税庁は、各税理士会や日本税理士会連合会とも協力しながら、税理士の業務の適正な運営と税理士制度に対する国民の信頼の確保に努めています。

(1) 書面添付制度の推進

税理士法に定められている書面添付制度は、税理士が申告書の作成に関して果たした具体的な役割を明確にすることができるとともに、国税庁としてもそれを尊重しようとするものです。具体的に、税理士は、申告書の作成に関し、計算し、整理し又は相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付することができ、この書面が添付されている申告書を提出した納税者にあらかじめ日時、場所を通知して税務調査を実施しようとする場合には、その通知前に、税務代理権限証書を提出している税理士に対し、添付された書面に記載された事項に関して意見を述べる機会を与えなければならないというものです。

この制度は、正確な申告書の作成・提出に資するとともに、税務行政の円滑化・簡素化が図られ、ひいては信頼される税理士制度の確立に結びつくものであることから、国税庁は、添付書類の記載内容の充実や添付割合の向上が図られるよう、税理士会等と協議を行うとともに、意見聴取の機会を積極的に活用するなど、この制度を尊重し、一層の普及・定着に努めています。

2 振替納税は、納税者があらかじめ指定した金融機関に、税務署から納付書を送付して預金口座から引き落として納付するという方法によって行われます。納付書を大量に金融機関に送付する必要がある場合には、この事務を効率的に行うため、金融機関に口座振替のためのデータを記録した磁気テープを送付し、金融機関において口座振替の処理を行うとともに、送付した磁気テープにその結果を記録して返却してもらうという処理を行います。

(2) e-Taxの利用促進

e-Taxの普及においても、税理士の果たす役割が極めて大きいことを踏まえ、日本税理士会連合会においては、自主的な目標を掲げて、税理士のe-Tax利用の推進に取り組んでいます。

国税庁も、税理士によるe-Tax利用が一層拡大するよう、平成19年1月から、税理士が納税者の依頼を受けて税務書類を作成し、e-Taxへ送信する場合の納税者本人の電子署名の省略を可能とするとともに、各税理士会と協力して、e-Taxなどの説明会の開催や講師派遣を行っています（e-Taxについては、30ページをご参照ください。）。

(3) 税理士などに対する指導監督

税理士制度に対する国民の信頼を確保するため、国税庁は、税理士に対する指導監督を行っており、税理士会との間で協議会を設けるなど、あらゆる機会を活用して注意喚起を行い、税理士の非行の未然防止に努めています。また、各種情報の収集や調査を的確に実施し、税理士法に違反する行為をしている税理士やいわゆる「ニセ税理士」に対しては、懲戒処分や告発を行うなど厳正に対処しています。

平成20年3月には、税理士に対する懲戒処分の透明性を確保するなどの観点から、その処分基準である「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」を公表し、懲戒処分の対象となった者について、官報公告に加えて国税庁ホームページにおいても公表しています。

税理士会と日本税理士会連合会

税理士会は、税理士と税理士法人の義務の遵守、税理士業務の改善進歩に資するために、税理士会の支部と会員の指導、連絡や監督を行うことを目的とする、税理士法に定められた団体で、現在、全国に15の税理士会があり、税理士と税理士法人は、その事務所の所在地を管轄する税理士会の会員になっています。

各税理士会では、①会員の資質の向上、業務の改善・進歩に資するための研修、②小・中・高校での租税教室への講師派遣を通じた社会貢献、③小規模納税者などに対する無料税務相談など、幅広い活動を行っています。

また、日本税理士会連合会は、税理士会を会員とする、税理士法に定められた全国で一の団体であり、税理士会とその会員に対する指導、連絡や監督に関する事務のほか、税理士の登録に関する事務、税理士に関する制度についての調査研究などの活動を行っています。詳しくは、日本税理士会連合会のホームページ <http://www.nichizeiren.or.jp> をご覧ください。

6 関係民間団体との協調

国税庁は、税に関する情報を直接納税者に提供するだけでなく、青色申告会や法人会などの関係民間団体の協力によって、税に関する情報が各団体を通じて納税者に伝わるようにしています。これらの関係民間団体は、誠実な納税者の団体として適正な申告納税制度の実現や税知識の普及などに大きな役割を果たしています。

II 適正な申告と納税の推進

また、関係民間団体においては、e-Taxの普及活動や「税を考える週間」における各種行事の共同開催などの推進により、各団体間の連携・協調の強化を図っているところです。

青色申告会

青色申告会は、青色申告制度の普及と誠実な記帳による適正な申告の推進を目的として、個人事業者の青色申告者を中心に結成された団体です。現在、全国に約3,800の会があり、会員数は約98万人となっています。各青色申告会では、記帳指導、研修会などの開催や会員以外の方への青色申告の普及など幅広い活動を行っています。詳しくは、最寄りの各地区青色申告会までお問い合わせください。

法人会

法人会は、税知識の普及や、適正な申告納税制度の確立を図ることを目的として結成された団体です。現在、財団法人全国法人会総連合と都道府県単位の連合会を含む社団法人としての法人会が483会あり、会員数は約104万社となっています。各法人会では、税の講習会、研修会の開催や企業経営、社会の健全な発展に貢献するための運動など幅広い活動を行っています。詳しくは、財団法人全国法人会総連合のホームページ <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp> をご覧ください。

間税会

間税会は、間接税についての知識を習得し、申告納税制度における公平な税制の実現と適正な税務執行に寄与することを目的として結成された団体です。現在、全国に566団体があり、会員数は約9万5,000名となっています。間税会では、税制や税の執行の改善のための提言、消費税に関する税知識の普及や滞納防止のための活動を行っています。詳しくは、全国間税会総連合会のホームページ <http://www.kanzeikai.jp> をご覧ください。

納税貯蓄組合

納税貯蓄組合は、納税のための貯蓄を通じて期限内完納の継続を目指す人々が集まって組織された団体です。納税貯蓄組合法に基づき設立され、現在、約5万4,000組合があります。納税貯蓄組合では、振替納税や期限内完納の推進を図り、e-Taxの普及活動や中学生の「税についての作文」の募集など幅広い活動を行っています。詳しくは、全国納税貯蓄組合連合会のホームページ <http://www.zennoren.jp> をご覧ください。

納税協会

納税協会は、税知識の普及や、適正な申告納税の推進と納税意識の向上を図ることを目的として、大阪国税局の各税務署管内に設立された団体です。現在、財団法人納税協会連合会と社団法人として83の納税協会があり、会員数は個人・法人合わせて約26万人社となっています。各納税協会では、税知識の普及のための広報活動や各種説明会の開催など青色申告会と法人会の両団体と同様な活動を行っています。詳しくは、納税協会のホームページ <http://www.nouzeikyokai.or.jp> をご覧ください。

III 利便性の向上と効率化のための取組

行政分野へのITの活用と業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図るため、平成15年7月に「電子政府構築計画」が決定され、今日まで、政府全体として、国民の利便性・サービスの向上のための取組、ITを活用した業務改革を行うための取組が推進されてきています。

国税の賦課・徴収に携わる国税庁においても、納税者の利便性の向上を図りつつ、既存の事務処理や経費の支出についての見直しを行い、一層の事務の簡素化・効率化を図るよう、各種施策に取り組んでいます。

特に、国税庁では、IT化時代に対応した税務行政の推進として、インターネットを利用してオンラインで申告・納税が行えるe-Taxを今後の税務手続の中心を担う手段と位置づけ、その利便性の一層の向上と普及の推進を図っています。

また、全体最適化を目指した業務・システムの最適化のための中期的計画を策定し、この計画に沿って、税務行政を取り巻く環境が変化する中で、新たな課題に対して積極的に取り組みながら、変化に柔軟に対応した効率的な事務運営を行うため、業務体制、事務処理や関係システムの最適化に取り組んでいます。

1 e-Tax

国税庁では、e-Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」などITを活用した申告・納税を推進することにより、納税者の利便性の向上や事務の効率化を図っています。

(1) e-Tax

e-Taxは、これまで書面で行われていた所得税、法人税、消費税などの申告や法定調書の提出、青色申告の承認申請などの各種申請・届出について、インターネットを通じて手続が行えるものです。また、税金の納付についても、全税目についてペイジー (Pay-easy)¹ 対応のインターネットバンキングやATMなどを利用して行うことができます。

納税者や税理士は、e-Taxを利用することにより、税務署や金融機関の窓口に行くことなく、自宅やオフィスなどから申告や納税などの手続を行うことが可能となり、更に、e-Taxに対応した税務・会計ソフトウェアの利用により、会計処理や申告などのデータ作成から提出までの一連の作業を電子的に行い、事務の省力化やペーパーレス化といった効果が生まれてきます。

国税当局にとっても、申告書收受や郵送分処理事務の削減、データ入力事務の削減などの直接的効果のほか、間接的な効果として、文書管理コストの低減、文書検索の容易化が可能となり、税務行政の効率化が図られることとなります。

こうしたことから、国税庁は、e-Taxの普及のため、平成18年3月に決定した国税関係手続の「オンライン利用促進のための行動計画」(平成19年3月改定)に盛り込んだ各種施策を強力に推し進めてきました。具体的には、個人の所得税について、医療費の領収書など一定の第三者作成の添付書類の提出又は提示を省略可能²にしたり、税務署が設置する申告相談会場にパソコンを配備し、納税者が「確

1 「ペイジー」とは、これまで金融機関やコンビニエンスストアの窓口で支払っていた公共料金などを、金融機関のインターネットバンキングやATMから支払うことができるサービスをいいます。

2 第三者作成書類の提出又は提示を省略する場合、その第三者作成書類の記載事項を入力して確定申告書と併せて送信する必要があります。

また、記載事項の入力内容を確認するため、必要があるときは、法定申告期限から3年間、税務署からこれらの書類の原本の提出又は提示を求められることがあります。

Ⅲ 利便性の向上と効率化のための取組

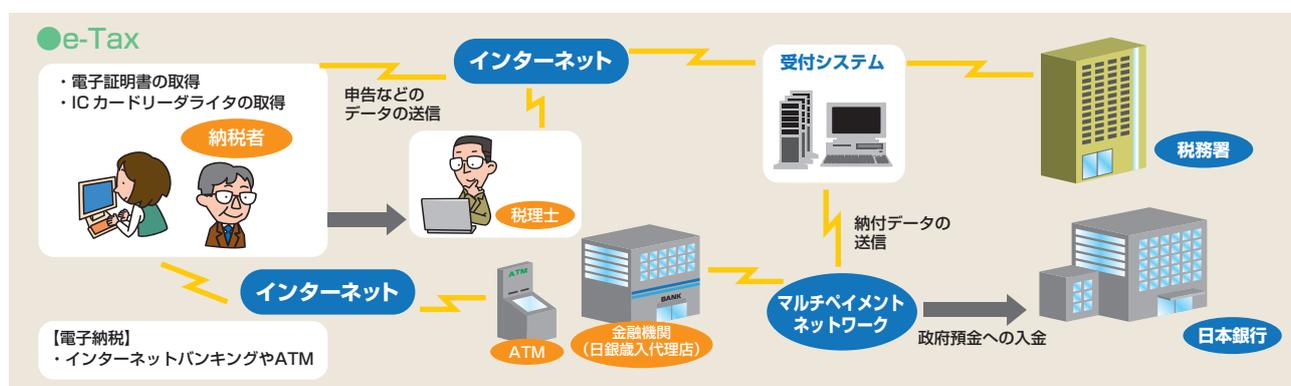
定申告書等作成コーナー」からe-Taxを利用することができる体制の整備を行いました。また、e-Taxの普及の前提となる電子署名の問題については、税理士が納税者の依頼を受けて電子申告を行う場合は、納税者本人の電子署名を省略することができるよう措置しました。

こうした取組に加え、平成20年度においては、e-Taxの使い勝手の向上のため、e-Taxシステムの操作機能を改善するとともに、納税者のサポート体制の強化のため、ヘルプデスクの大幅な拡充などを実施しており、この結果、平成20年度のe-Taxの利用率は、平成19年度の23%から37%へと大幅に増加しました。

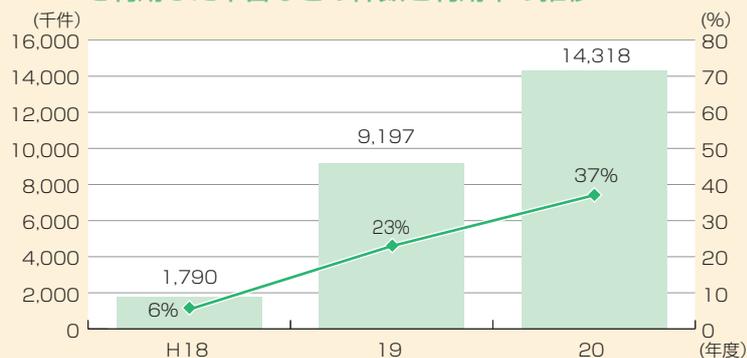
また、e-Taxを利用して所得税の確定申告書を提出する場合、納税者本人の電子署名及び電子証明書を付して提出期限内に送信したときは、その年分の所得税の額から最高5,000円の税額控除を受けることができる制度が設けられていますが、平成22年分の確定申告まで延長されました（平成19年分から平成22年分の間でいずれか1回受けられます。）。

このような取組を進める中で、平成20年9月には、政府全体として新たな行動計画（「オンライン利用拡大行動計画」）が決定され、重点手続について平成25年度の目標値が設定されました。この計画においては、今後のe-Tax普及のための課題として、①個人の認証基盤の拡大、②地方公共団体における地方税ポータルシステム（eLTAX）の普及、③民間における電子文書の受入の進展が挙げられ、政府全体として取組を進めることとされています。

今後、国税庁としては、新行動計画に示された目標の達成に向けて関係府省と連携した取組を進めるとともに、更なる使い勝手の向上などに努めていきます。同時に、e-Taxの普及による事務の効率化等の効果が最大限発揮されるよう、業務・システムの一層の見直しを進めていきます。

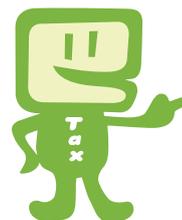


e-Taxを利用した申告などの件数と利用率の推移



※ 計数は、オンライン利用拡大行動計画における重点手続の利用件数と利用率です。

「イータ君」



「イータ君」は、e-Taxのイメージキャラクターです。名称は、e-Taxからとったものであり、デザインはe-Taxの「e」とパソコンの「モニター」の画面をモチーフにしたものとなっています。

(2) 確定申告書等作成コーナー

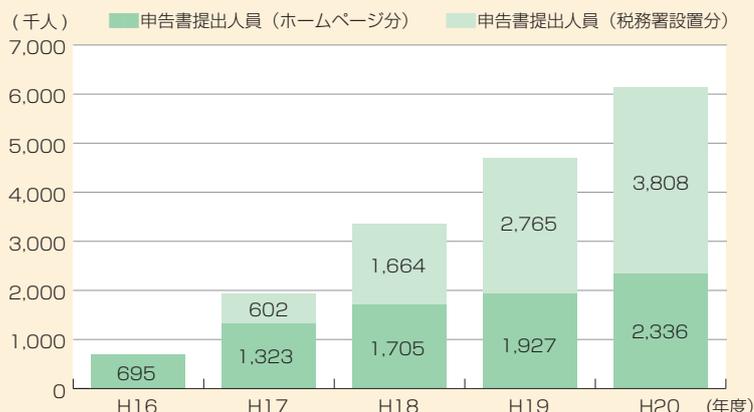
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、パソコンの画面上の手順に従って金額等を入力することにより、所得金額や税額が自動計算され、所得税、個人の消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成することができます。

また、作成したデータはそのまま当コーナーから直接電子申告することができる（贈与税を除きます。）ほか、必要に応じて印刷することも可能です。

平成14年分の確定申告期に導入して以来、利用者数は年々増加しており、平成20年分の確定申告期においては、「確定申告書等作成コーナー」で作成された所得税の申告書の提出人員は、相談会場に設置されたパソコンを通して作成されたものを含めて614万件と、全提出人員の25%以上を占めています。このうちの約60%程度がe-Taxにより提出されているところです。

このコーナーが更に使いやすいものとなるよう、引き続き、利用者からの要望に基づいた改善を行い、より多くの納税者に利用していただけるようにしていきます。

●確定申告書等作成コーナーで作成された所得税の申告書の提出人員の推移



※ 翌年3月末日までに提出された計数です。
 税務署設置分の確定申告書等作成コーナーは、平成16年分から開始しましたが、その申告書提出人員は未把握です。
 15年分以前の申告書提出人員は未把握です。
 19年分以後の年分の申告書提出人員はe-Taxを利用した件数を含みます。

2 業務・システムの最適化

国税庁では、平成15年7月に決定された「電子政府構築計画」に基づき、納税者利便性の充実のためのITの活用と併せ、ITの高度利用を前提とした事務の見直しを行うこととし、①業務を的確に実施するための事務処理の簡素化・効率化、②IT活用による納税者利便性の向上等、③IT活用による調査・滞納整理に関するシステムの高度化、④システムの安定性・信頼性及び情報セキュリティの確保、⑤システム関係経費の削減及び調達の透明性の確保を図ることを基本理念として、平成18年3月に「国税関係業務の業務・システム最適化計画」（平成20年5月改定）を策定・公表し、国税関係業務・システムの最適化に取り組んでいます。

この1年間に採られた施策を見ると、事務処理の簡素化・効率化の観点では、税務相談の電話相談センターへの集中化を実施するとともに、平成21年7月からは、内部事務の一元化を全国の税務署で実施します。また、e-Taxの普及に伴って事務処理の一層のペーパーレス化を推進しています。

納税者の利便性の向上などの観点では、e-Taxの使い勝手の向上を進めたほか、新たな国税の納付手段として、ダイレクト納付の実現に向けて取り組んでいます。

システムの高度化の観点では、調査・滞納整理の一層の充実を図るため、経済社会の国際化・高度情報化に対応するシステム改善を実施しています。

Ⅲ 利便性の向上と効率化のための取組

システム関係経費の削減及び調達透明性の確保の観点では、K S Kシステムを互換性の高いシステムに移行するオープンシステム化¹、採用するソフトウェアの汎用製品化、機器更新を行う際の機器の統合などを推進しています。

厳しい行財政事情の下で、このような業務・システムの最適化に取り組むことにより、経費の節減、行政運営の簡素化、業務効率や納税者利便性の向上を図るとともに、適正かつ公平な課税の実現という国税庁の任務を的確に果たすため、税務調査や滞納整理の一層の充実を図ってまいります。

システムの安定性・信頼性と情報セキュリティの確保

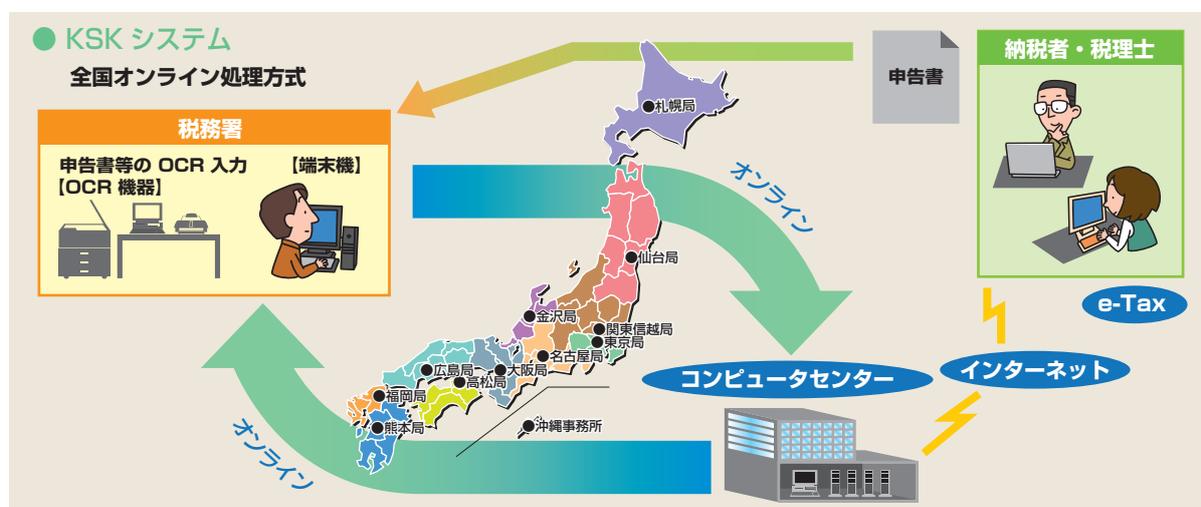
国税関係業務は、国民の権利義務と密接にかかわっているため、そのシステムに障害が発生した場合には、国民に多大な影響を与え、税務行政に対する信頼を損なうことにもなりかねません。このため、システム機器の定期的な更新を実施するなど、国税関係システムの安定的な運用を図っています。

また、国税関係システムは、大量の納税者情報を保有・蓄積することから、不正利用や漏えいの防止には細心の注意を払っています。このため、職員は職務上必要な情報しか利用できない仕組みにするほか、情報セキュリティに関する訓令を定めてその徹底を図り、更には、外部専門家によるセキュリティ監査を定期的実施し必要な対策を講ずるなど、情報セキュリティの確保に努めています。

参 考 K S Kシステム

K S Kシステムは、全国の国税局・沖縄国税事務所と税務署をネットワークで結び、申告・納税の事績や各種の情報を入力することにより、国税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査や滞納整理に活用するなど、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムです。

平成2年から本格的な開発を開始し、平成7年以降、順次導入を進め、平成13年からは全国での運用を開始しています。



1 オープンシステム化とは、特定のメーカーに依存することなく、広く複数のメーカーの製品を取り込める互換性の高いシステムへ移行することです。

③ 電話相談の集中化と窓口関係事務の一本化

(1) 電話相談の集中化

これまで税務相談室や税務署には、所得税や相続税、消費税など多岐にわたる税務相談が寄せられており、担当する部署がそれぞれ対応してきました。しかし、納税者数が増加傾向にあり、相談数も増加する中、国税庁では、限られた人員で、より多くの相談に効果的に対応するため、この税務相談に対応する部署を集約し、効率化を図るための取組を進めてきました。

具体的には、平成18年度から、一部の税務署の税に関する一般的な質問や相談を、国税局ごとに設置する電話相談センターで集中的に受け付けることとし、平成20年11月からは、全国524のすべての税務署の電話相談の集中化を開始しました。

電話相談センターでは、税務全般について経験豊かな税務相談官を集中配置することで、原則として税目別に対応しており、より質の高い迅速な回答を行うことにより、相談時間の短縮につなげるなど、納税者の利便性の更なる向上も図っています。

また、より個別具体的な相談については、税務署における予約制の導入を行い、納税者のニーズに効果的・効率的に対応することに努めています。



電話相談センターの様子

(2) 納税者窓口関係事務の一本化

国税庁では、平成21年7月から、全国の税務署で「内部事務の一元化」を実施します。

これは、納税者の申告から納税までの一連の事務や納税者の異動に伴う事務などについて、これまで税務署内の複数の部署で税目別に行っていたものを、同種の事務を統合し、ITを活用しながら一つの部署で一体的に処理することによって事務の効率化を図るものです。

なお、税務署の窓口関係事務についても、その相当部分を一つの部署で行うこととなりますので、例えば、これまで、多くの税務署において、納税者が納税証明書を請求される際には、請求内容に応じ、複数の窓口で請求書を提出していただいていたものが、内部事務の一元化により、請求内容にかかわらず一つの窓口で行えるようになります。

また、納税証明書の請求のほか、申告書、申請書などの受付、税金の納付、税に関する一般的な相談についても、一つの窓口で対応することとなりますので、納税者から見ても利便性が高まるものと期待しています。

IV 国際化が進展した中での税務行政

経済社会のボーダーレス化の一層の進展により企業や個人による国境を越えた多様な経済行動が生じ、税務行政も一層困難なものとなってきています。各国の税務当局にとっては、このような環境の変化に伴い発生する、国際的な租税回避や二重課税のリスクの排除などが大きな課題となっています。このため、各国税務当局間と情報や経験の共有を図り、各国との協力関係を強めるとともに、二重課税排除のための相互協議を行っています。また、移転価格税制の執行に当たっては、納税者の予測可能性を高める観点から適用基準や執行方針の明確化や事前確認の的確・迅速な処理に努めるとともに、移転価格課税事案の検討体制の充実を図っています。

1 国際的な取引への対応

(1) 国際課税に係る調査体制

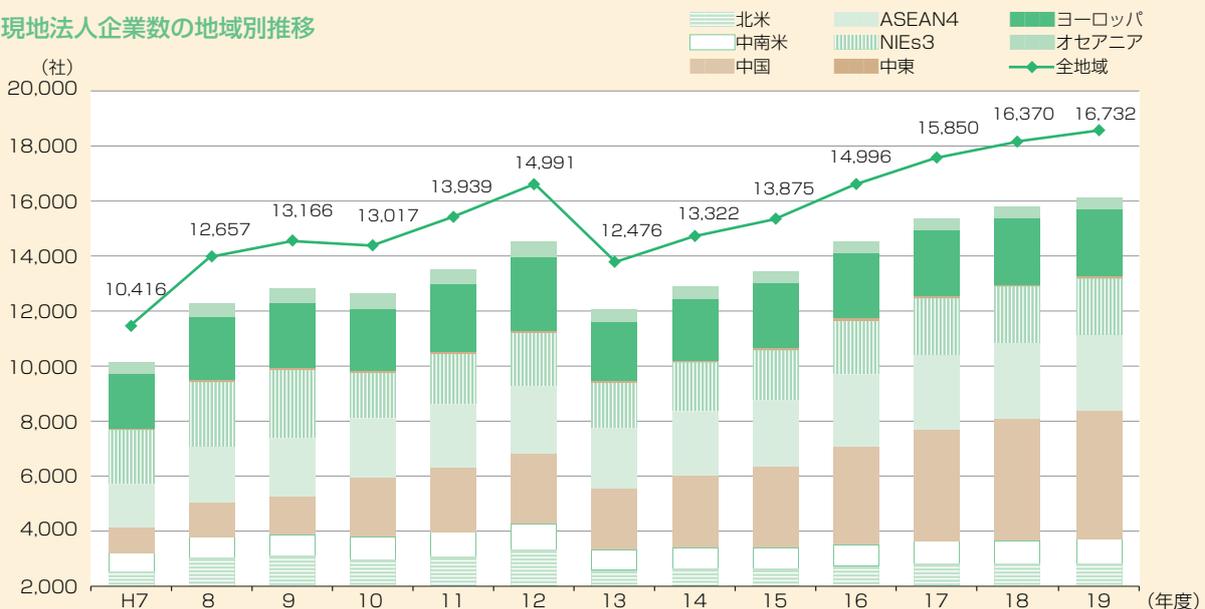
イ 国際課税を巡る環境

経済の国際化の進展により、企業や個人の国境を越えた事業・投資活動が活発化しています。

① 我が国企業の海外進出の状況

我が国企業の海外進出の状況は下図のとおりであり、海外の現地法人企業数は、平成7年の10,416社から平成19年には16,732社と約1.6倍に増加しており、特に中国に対する進出件数が急増しています。

● 現地法人企業数の地域別推移



※1 「ASEAN4」はマレーシア、タイ、インドネシア、フィリピンを示す。

※2 「NIEs3」はシンガポール、台湾、韓国を示す。

(出典：経済産業省「海外事業活動基本調査」)

② 外国法人数の推移

我が国で事業活動等を行う外国法人数の推移は下図のとおりです。平成19事務年度においては5,719法人と前年に比べ38法人減少しました。その伸び率は鈍化しているものの、10年前に比べ約2.2倍になっています。

●外国法人数の推移



※ 外国法人の数は、法人税の申告を行っている法人の数です。

③ 国外送金等調書の提出枚数の推移

国外送金等調書¹の提出枚数は下図のとおりです。平成19事務年度は391万枚と前年に比べ22万枚増加しました。枚数は、年々増加しており、制度が導入された平成10事務年度に比べ約1.7倍になっています。

●国外送金等調書の提出枚数の推移



□ 国際課税に係る取組

企業や個人の国境を越えた事業・投資活動の活発化に伴い、国際課税に係る調査の重要性が高まっています。

このため、国税庁では、国際税務専門官を増員するとともに、東京・大阪・名古屋・関東信越国税局に国際調査課及び国際化対応プロジェクトチームを設置するなど、調査体制の充実・強化に取り組んできました。

また、平成19年7月からは、複雑な課税問題に対処するために、法務・金融の専門家を任期付で採用しています。

更に、職員の研修機関である税務大学校において、国際課税に関する法規や租税条約、金融取引、語学などの研修を実施し、職員の国際課税に係る調査能力の向上を図っています。

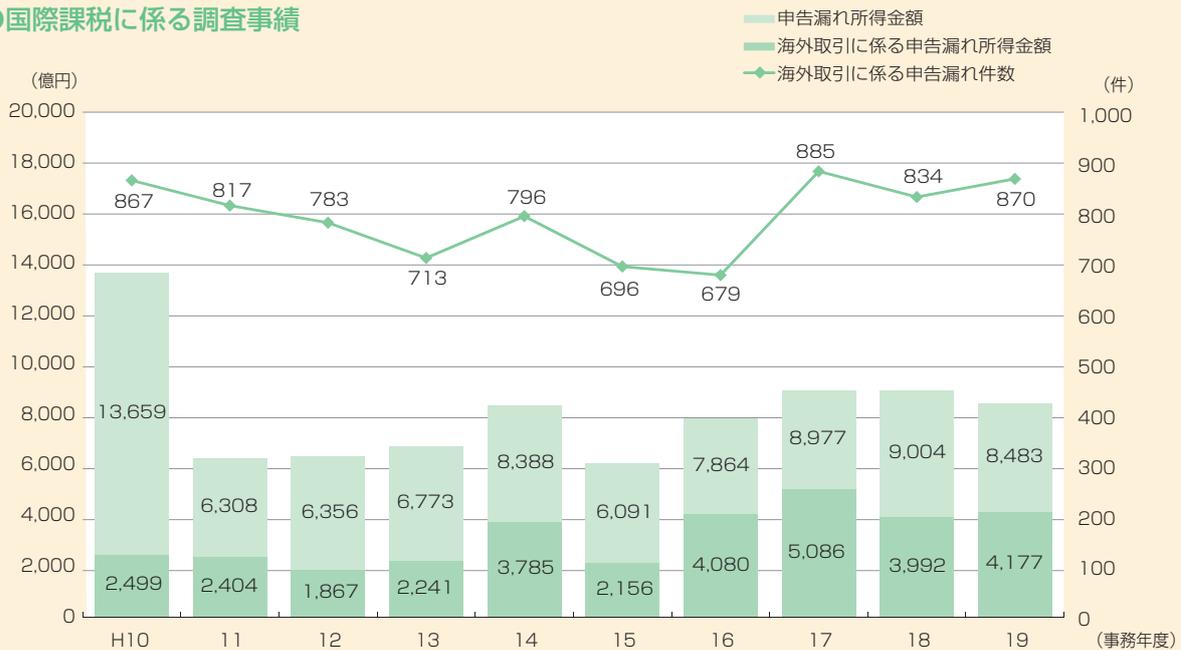
¹ 国外送金等調書とは、国外への送金及び国外からの送金を受領した金額が200万円を超えるものについて、金融機関から税務署に提出される法定の報告書（平成21年4月から、国外送金等調書の提出基準は、200万円超から100万円超に引き下げとなっています。）。

八 国際課税に係る調査事績

海外取引を行っている納税者及び海外資産を保有している納税者については、積極的に調査に取り組んでおり、課税状況のうち主なものは次のとおりです。

平成16事務年度においては、大規模（調査部所管）法人の申告漏れ所得金額のうちを占める海外取引に係る申告漏れ所得金額の割合が50%を超え、その後も、申告漏れ所得金額、海外取引割合ともに高い水準で推移しています。

● 国際課税に係る調査事績



※ 調査課所管法人（原則として資本金1億円以上）に係る課税状況

(2) 国際的租税回避行為への対応

各国の税制の差異や租税条約の違いを巧みに利用して租税負担を軽減する国際的租税回避が問題となっています。国際的租税回避には、金融や法律・税の専門家などが関与し、匿名組合契約、パートナーシップといった様々な事業体や新たな金融手法を用いた複雑な仕組みが使われています。

最近では、このような課税問題が、大企業や多数の海外子会社を有する法人のみならず、個人富裕層にも広がってきています。

こうした国際的租税回避行為に対しては、納税者の公平感を担保するという観点から、その実態の把握に努め、綿密な税務調査を行い厳正に対処していく必要があります。

そのため、国税庁に国際的租税回避対策プロジェクトチームを、主要な国税局には、専門のプロジェクトや調査支援チームを設けて、深度ある調査を実施しています。

なお、調査等を通じて収集した資料情報を集約・分析することにより、新たな仕組みを用いた取引の把握や問題点を発掘するとともに、収集した各種情報や調査手法などに関する情報を各部署へ提供し、調査の充実を図っており、問題点の分析の結果、税法の改正で対応することが必要な事項については、税制改正要望を行っています。

また、近年の資本市場の活性化によりファンドを通じた投資額が増加していることから、投資ファン

ドの実態解明・調査手法の開発を行うプロジェクトチームを設置し複雑化する経済取引へ対応しています。

更に、日本・アメリカ・カナダ・オーストラリア・イギリスが参加する国際タックスシェルター情報センター（JITSIC：Joint International Tax Shelter Information Centre）では、租税回避の仕組みやメンバー各国における取組などの情報の共有に努めています。

(3) 移転価格問題への対応

移転価格税制とは、我が国企業が海外の関連企業との取引を第三者との取引価格（これを「独立企業間価格」と呼んでいます。）と異なる価格により行うことにより、我が国企業の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして、所得を計算し直す制度です。

企業活動の国際化の進展に伴い、移転価格税制の適用対象となる取引が増加するとともに、取引の内容も複雑化しています。こうした変化に対応し適正・公平な課税を実現するとの観点から、国税庁では、制度の運用に関する情報を公表し明確化を図るとともに、審理体制の充実を図ることにより、移転価格税制の的確な執行に努めています。

イ 運用の明確化・検討体制の充実

移転価格税制については、法令解釈通達や事務運営指針の整備・公表を通じて、その適用基準や執行方針の明確化を図って、納税者の予測可能性の確保に資することとしています。平成20年10月には、意見公募手続（パブリックコメント）を経て、事務運営指針を改正し、役務提供取引や寄附金・価格調整金などの取扱いの明確化を図りました。

平成20事務年度においては、移転価格課税事案について、審理や相互協議（39ページ参照）担当部署が早期から関与することにより、的確な課税や迅速な二重課税の解消がより円滑に行われるよう、検討体制を整備しました。

事務運営指針の改正の概要《役務提供取引や寄附金・価格調整金などの取扱いの明確化》

- 1 企業グループ内における活動が移転価格課税の対象となり得る役務提供取引に該当するか否かを判断する基準について、OECD移転価格ガイドラインの記述内容を踏まえてより明確化
- 2 法人が国外関連者に対して提供したサービスについて、通常受け取るべき対価を受け取らないこととしたなど、一定の場合に、国外関連者に対する寄附金課税の検討対象となる旨を記載
- 3 法人が国外関連取引に係る対価の額を過去に遡って変更し、その調整額を国外関連者に価格調整金などの名目で支払い、その支払が合理的な理由に基づくものでないなど、一定の場合に、国外関連者に対する寄附金課税の検討対象となる旨を記載

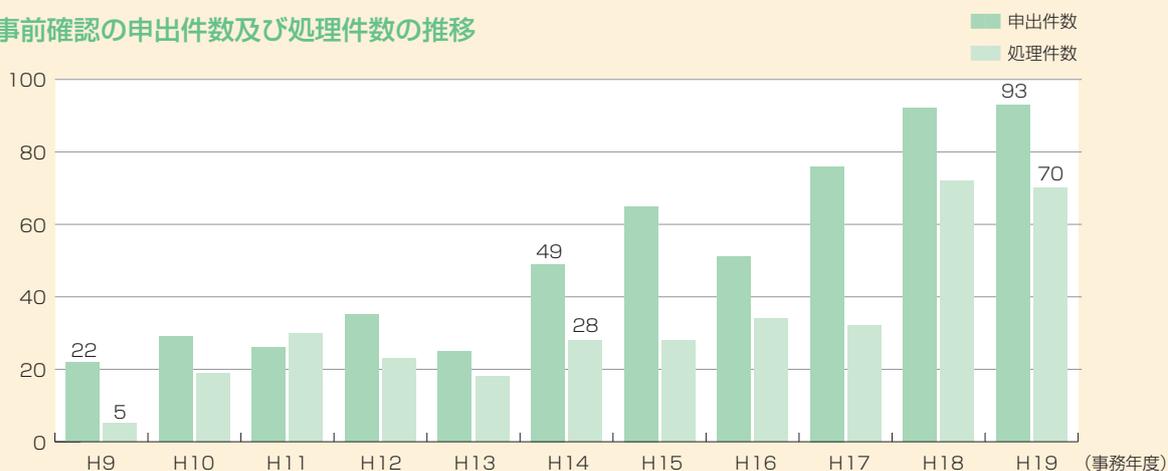
ロ 事前確認

移転価格税制に係る事前確認は、納税者の申出に基づき、海外の関連企業との取引の独立企業間価格の算定方法について、税務当局が事前に確認するものです。事前確認の申出件数は、国際取引の増加を反映し増加しています。このため、納税者が事前確認手続を円滑に利用できるよう、事前確認の申出前に国税当局が相談を受ける事前相談の担当窓口を各国税局に設けました。平成20年7月に

IV 国際化が進展した中での税務行政

は、事前確認審査を担当する国際情報第二課を東京局に続いて大阪局にも設置したほか、担当者を増員するなどの体制整備を図っています。

●事前確認の申出件数及び処理件数の推移



※ 事前確認の申出件数には、申出後の確認内容の変更等の件数は含まれていません。一方、相互協議事案発生件数のうちの事前確認の件数（40ページ参照）には、申出後の確認内容の変更等の件数が含まれている（変更等に伴って再度協議を行うため）ため、両者の数値は一致しません。

なお、移転価格課税については、一定の期間、国税、地方税について納税を猶予できる制度が、平成19年度（地方税については平成20年度）に創設されています。

(4) 租税条約に基づく情報交換

企業や個人が行う国際的な取引については、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できないことがあります。そのような場合には、二国間の租税条約の規定に基づく情報交換を実施することにより、必要な情報を入手することが可能となります。

国税庁では、最近では年間20万件以上の情報交換を実施しています。

2 相互協議

国際化が進み、個人や企業が海外へ進出すると、日本と進出先国の双方から課税される「二重課税」が生じる場合があります。また、前述の移転価格により二重課税が生じる場合もあります。国税庁は、租税条約に基づく税務当局間の相互協議¹を活用して、国際的な二重課税の問題に対応しています。

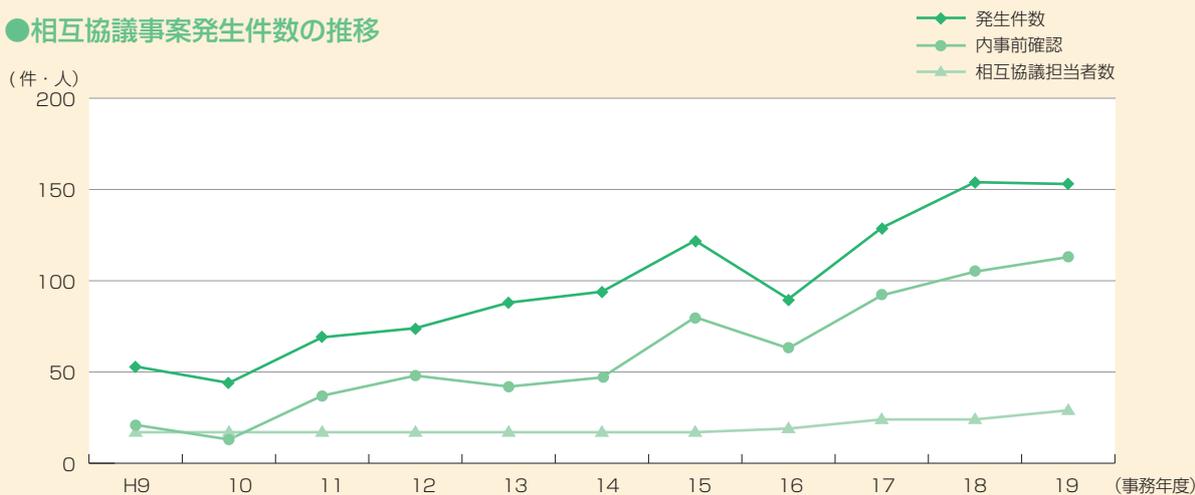
相互協議の発生件数は近年増加傾向にあり、その9割以上が移転価格に関するものです。また、その中でも、世界的な移転価格課税の広がりを受けて移転価格問題についての予測可能性を確保するため、事前確認に係る協議が増加しています。平成19事務年度においては、153件の相互協議事案が発生し、うち移転価格に関するものは144件、そのうち事前確認に係るものは113件でした。これを10年前と比較しますと、相互協議件数で約3倍、事前確認に係る相互協議件数で約5倍になっています。

¹ 「相互協議」とは、納税者が租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けるに至ると認められる場合において、その条約に適合しない課税を排除するため、条約締結国の税務当局間で解決を図るための協議手続です。

相互協議件数にあわせて相互協議相手国数も増加してきており、10年前には14か国でしたが、平成20年6月末では24か国に増加しています。同様に、相互協議を伴う事前確認については、昨今は、アジア諸国など、これまで事前確認の経験が乏しかった国との間でも増加してきています。

国税庁では、これら相互協議事案の適切で迅速な解決に向け、担当者を増員して事前確認に重点を置いた体制の充実を図るとともに、各国税務当局間の協力関係を一層深め、より効率的に協議を進めるようにしています。

●相互協議事案発生件数の推移



※ 発生件数は、納税者からの相互協議の申立て又は相手国税務当局からの相互協議の申入れがあった件数です。相互協議の合意後に発生した、事前確認の内容の変更等に伴う相互協議は、再協議した年度の発生件数としてカウントしています。

●我が国の租税条約ネットワーク (45条約、56か国適用/平成21年4月現在)

欧州地域 (15)	
アイルランド	デンマーク
イギリス	ドイツ
イタリア	ノルウェー
オーストリア	フィンランド
オランダ	フランス
スイス	ベルギー
スウェーデン	ルクセンブルク
スペイン	
中近東地域 (3)	
イスラエル	トルコ
エジプト	
南・中央アジア (4)	
インド	バングラデシュ
パキスタン	スリランカ
アフリカ地域 (2)	
ザンビア	南アフリカ
大洋州地域 (3)	
オーストラリア	フィジー ⁴
ニュージーランド	



東欧・旧ソ連 (17)	
アゼルバイジャン ¹	トルクメニスタン ¹
アルメニア ¹	ハンガリー
ウクライナ ¹	ブルガリア
ウズベキスタン ¹	ベラルーシ ¹
キルギス ¹	ポーランド
グルジア ¹	モルドバ ¹
スロバキア ²	ルーマニア
タジキスタン ¹	ロシア ¹
チェコ ²	
北米 (2)	
アメリカ	カナダ
中南米 (2)	
ブラジル	メキシコ
東・東南アジア (8)	
インドネシア	タイ
ベトナム	中国 ³
韓国	フィリピン
シンガポール	マレーシア

太字の国名は、平成20年6月末現在、相互協議を行っている相手国(24か国)を示す。
下線を付した国名は、相互協議を伴う事前確認事案が含まれている国(18か国)を示す。

※ 1 旧ソ連との条約が承継されています。
※ 3 香港、マカオには適用されません。

※ 2 旧チェコ・スロバキアとの条約が承継されています。
※ 4 フィジーにはイギリスとの旧条約が承継されています。

③ 各国税務当局との協力・協調

(1) 開発途上国に対する協力

国際協力機構（JICA）の技術協力の枠組みなどの下、我が国と相手国の経済的結び付きなどの関係も踏まえ、アジア諸国を中心に開発途上国に対する技術協力を国税庁は積極的に取り組んでいます。

これは、開発途上国の税務行政の改善、日本の税務行政に対する理解者を育成することなどを目的とし、①開発途上国などへ職員を派遣し、現地で講義などを行うもの（派遣型）、②開発途上国の税務職員などを対象とした国内で実施される研修において講義などを行うもの（受入型）の2つの形があります。



国税庁実務研修

技術協力の概要

1 開発途上国への職員派遣（派遣型）

開発途上国で実施される研修に税務当局のニーズを踏まえ、税務調査、国際課税、職員研修などの分野について、職員を講師として派遣しています。平成20年度は、カンボジア、マレーシア、タイ、ベトナムなどへ派遣し、我が国の税務行政に関する講義等を行いました。

また、開発途上国の税務行政に対して継続的なアドバイスを提供することを目的として、JICAの「長期専門家」としても職員を派遣しています。平成20年度においては、マレーシア、インドネシア、ベトナムに職員が常駐しています。

2 国内における研修の実施

(1) 「国際税務行政セミナー（ISTAX）」

開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、そこで日本の税制・税務行政全般について講義などを行っています。このセミナーには、中堅職員を対象とした一般コースと幹部職員を対象とした上級コースがあり、平成20年度には、両コースあわせて計30名が参加しました。

(2) 「国別税務行政研修」、「カウンターパート研修」

特定の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、各国からの要望に沿った講義などを行っています。平成20年度は、中国、インドネシア、モンゴル、フィリピン、タイ、ベトナムなどの税務職員を対象に行われました。

(3) 「アジア国際課税研修」

複数のアジア諸国（中国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム）の税務職員を対象とした研修で、「国際課税」に関する講義などを行っています。平成20年度は6か国から12名が参加しました。

(4) 「国税庁実務研修」

世界銀行などの奨学金制度を利用し、我が国の大学院（修士課程）に留学している開発途上国の税務職員を対象とした研修です。研修では、日本の税制・税務行政全般に関する講義などを行い、平成20年度は、慶応義塾大学、横浜国立大学、政策研究大学院大学、一橋大学、早稲田大学の各大学院への留学生21名が参加しました。

(2) 税務当局間の国際会議への参加

経済の国際化や高度情報化の進展により新たな取引形態が拡大する中で、各国の課税ルールが異なることなどにより生ずる二重課税リスクの問題や、租税回避行為などによりどこの国においても課税されない「課税の空白」といった問題が、各国税務当局が取り組むべき課題となっています。こうした諸問題の解決に向けて各国税務当局間で協力や経験の共有を図るために、国税庁は様々な多国間・二国間の国際会議に積極的に参加しています。

OECD租税委員会は、OECD加盟国が、モデル租税条約、移転価格ガイドラインなどを整備し、また、各国税務当局の有する知見や経験の共有化を図る場となっています。また、近年では、OECD加盟国に主要な非加盟国・地域を加えた税務長官クラスの会合であるOECD税務長官会議（FTA）において、共通の課題について検討を進めており、最近では、世界金融危機が税務行政に与える影響について討議が行われたほか、タックスヘイブンを利用した租税回避行為への対応や金融機関や個人富裕層などのコンプライアンス（法令遵守）向上策などが議論されています。国税庁は、こうした租税委員会の活動に積極的に参加しています。詳しくは、国税庁ホームページの「OECD租税委員会（CFA）」<http://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/oecd/oecd.htm> をご参照ください。

更に、日本、アメリカ、カナダ、オーストラリア、イギリス、フランス、ドイツ、中国、韓国、インドの10か国で構成する主要国税務長官会合では、国際的な租税回避行為など各国が直面する喫緊の課題について議論を行っており、平成21年1月には、我が国の主催の下、京都で会議が開かれたところです。また、アジア地域における15か国・地域の税務当局が構成するアジア税務長官会合（SGATAR：Study Group on Asian Tax Administration and Research）では、域内の協力と知見の共有を図るための議論を行っています。



OECD税務長官会議 平成21年5月開催

V 権利救済

税務調査により更正処分などを受けた場合に、税務署長などと納税者との見解が対立し、納税者がその処分に不服があるときは、直接、裁判所に訴訟を提起する前に、行政部内でこれを再審理する制度（不服申立制度）があります。この不服申立制度は納税者の正当な権利や利益を簡易にかつ迅速に救済するための手続であり、異議申立てと審査請求とがあります。

処分に対して不服がある納税者は、まず異議申立てを税務署長などに行うことを原則としています。一方、審査請求は、第三者的機関として設置された国税不服審判所の長である国税不服審判所長に対して行うものです。

更に、国税不服審判所長の裁決を経た後、なお不服があるときなどは、一般の行政事件の場合と同様、裁判所に対して訴訟を提起して司法による救済を求めることができます。

(1) 異議申立て

異議申立ては、税務署長などが更正・決定や差押えなどの処分をした場合に、その処分に不服がある納税者が、行政庁である税務署長などに対して、その処分の取消しや変更を求める手続であり、国税に関する処分の行政争訟の第一段階です。

近年、経済取引の広域化、国際化などにより異議申立事案が複雑化しており、事実関係の把握や法令の解釈・適用に困難を伴うものが増加しています。このような状況に対応するため、各国税局に審理課・審理官を設置し、また各種研修を通じて、審理に精通した職員を養成するなどにより、税法の正確な解釈に基づく全国統一的な執行に取り組み、納税者からの異議申立てを適正かつ迅速に処理できるよう努めています。

(2) 審査請求

上記の異議申立てに対する税務署長などの決定に、なお不服がある納税者は、国税不服審判所長に対して審査請求を行うことができます。

国税不服審判所は、納税者の正当な権利利益の救済を図ることを目的とし、税務署長などと審査請求人との間に立つ公正な第三者的立場で、審査請求に対する裁決を行っています。そこでは、専門的な知識と豊富な経験を持った国税審判官及び国税副審判官が、調査、審理に当たっています。

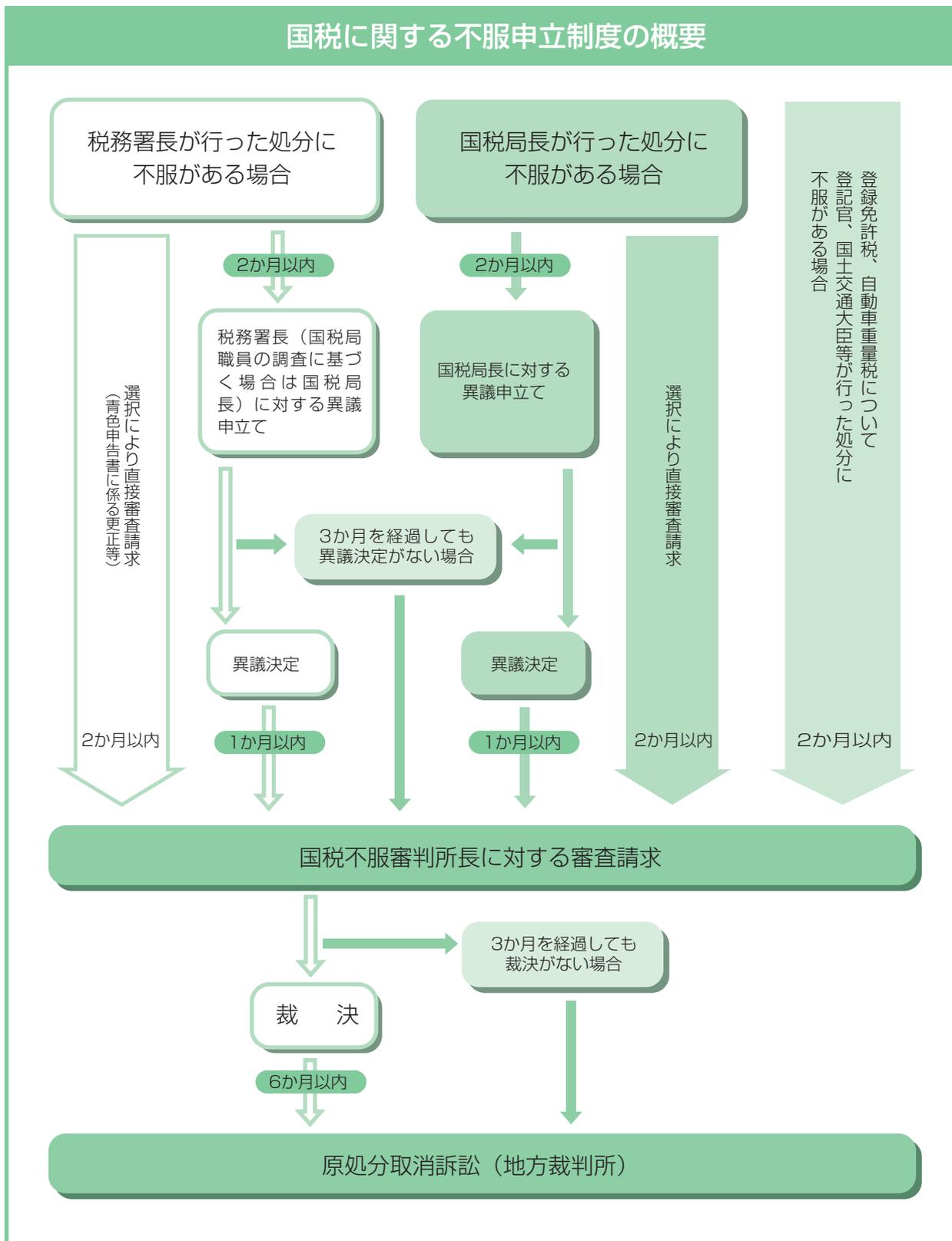
国税不服審判所長をはじめ、東京国税不服審判所長、大阪国税不服審判所長などの枢要な役職には、裁判官や検察官の職にあった者が任用されています。また、国税審判官には、税理士などの職にあった民間の専門家も任用しています。

国税不服審判所は、審査請求人や税務署などと早期に接触し、双方の主張を十分把握した上で、当事者双方の主張を整理した争点整理表を作成するなどして早期に争点を明確化します。その上で、争点について、双方の意見を十分に聞き、必要に応じて自ら調査を行って、納税者の正当な権利や利益を適正かつ迅速に救済することとしています。

なお、国税不服審判所長の裁決は、税務署長などの行った処分よりも納税者に不利益になることはありません。また、裁決は、行政部内での最終判断であるため、税務署長などは、仮にこれに不服があっても訴訟を提起することはできません。

(3) 訴訟

納税者は、国税不服審判所長の裁決を経た後、なお不服があるときなどは、裁判所に対して訴訟を提起して司法による救済を求めることができます。



(4) 権利救済の状況

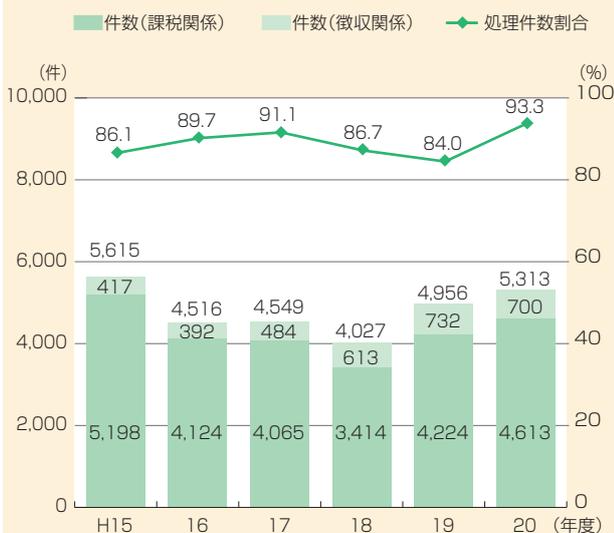
異議申立てについては、原則3か月以内にその処理を終えるよう図っています。平成20年度における異議申立処理件数は5,313件（課税関係4,613件、徴収関係700件）で、このうち新たな事実が把握されたことなどにより納税者の主張の全部又は一部が認められた割合は約8.8%です。

審査請求については、原則1年以内にその処理を終えるよう図っています。平成20年度における審査請求処理件数は2,814件（課税関係2,517件、徴収関係297件）で、このうち請求の全部又は一部が認められた割合は約14.7%です。

訴訟については、平成20年度における終結件数は356件（課税関係271件、徴収関係84件、審判所関係1件）であり、このうち納税者の請求の全部又は一部が認められた割合は約10.7%となっています。

なお、国税庁や国税不服審判所は、権利救済制度に関する納税者からの理解を得るため、不服申立て及び訴訟の概要や裁決事例などの情報を、ホームページを通じて提供しています。

●異議申立ての3か月以内の処理件数割合と異議申立処理件数



●審査請求の1年以内の処理件数割合と審査請求処理件数



参 考 納税者からの苦情などへの対応

国税庁に対しては、処分に対する不服申立てだけでなく、職員の対応や調査の仕方など税務行政全般について、納税者から不満や注文、批判、困りごとの相談などが寄せられることがあります。国税庁は、このような納税者の様々な苦情などに正面から対応することが、納税者の理解と信頼を得るためには不可欠であると考え、納税者の視点に立って迅速かつ的確な対応を図っています。また、平成13年7月からは納税者支援調整官を置き、納税者の権利、利益に影響を及ぼす処分に係る苦情について、権利救済手続を説明するなど適切に対応しています。

VI 酒類行政の取組

酒税は、明治政府設立以降、地租とともに大きな財源となり、一時地租を抜き国税収入の中で首位となったこともありました。その後、所得税・法人税などの直接税のウエイトが高まり、平成19年度においては、租税収入などの合計に占める割合は2.9%（1兆5,242億円）となっています。しかし、景気の影響を受けにくく、安定した税収が見込まれることから、現在でも重要な役割を果たしています。

酒類業界は、2,878の製造業者と16万2,861の販売業者（平成20年3月末）からなり、その大部分が中小企業により構成されています。

酒類業を取り巻く環境は、人口減少社会の到来、国民の健康・安全性志向の高まりや生活様式の変化などに伴い、大きく変化しています。

国税庁では、こうした社会経済情勢の変化に対応して、酒類産業全体を展望した総合的な視点から、酒類業の健全な発達のための様々な取組を行っています。

特に最近では、事故米穀の不正規流通事件を契機に、「食の安全」に対する消費者の関心が一層高まっていることから、生産から消費まですべての段階における安全性と品質の確保を図り、消費者に安全で良質な酒類が提供できるよう様々な取組を行っています。

(1) 酒類の安全性と品質の確保への取組

各国税局の鑑定官室では、酒造メーカーへの技術指導や市販酒類調査（酒類の安全性・品質と表示のチェック）を通じて、国内で流通している酒類の安全性と品質の確保を図っています。また、酒類の安全性と品質の確保のために必要な新しい醸造技術や分析手法に関する研究・開発など高度な技術的問題については、独立行政法人酒類総合研究所と情報交換し、連携して対応しています。

また、国税庁では、消費者利益の保護などの観点から、酒類業者が遵守すべき表示基準を定めるほか、これらの遵守状況についての調査などを行い、酒類の表示が適正に行われるよう努めています。

独立行政法人酒類総合研究所

酒類総合研究所は、明治37年に大蔵省醸造試験所として設置され、平成13年4月に国税庁醸造研究所から独立行政法人に移行し、更に、平成18年4月には、民間・大学などとの連携や人事交流を促進する観点から、非公務員型の独立行政法人となりました。酒類にかかわる我が国唯一の総合的研究機関として、酒税の適正かつ公平な課税の実現のための高度な分析・鑑定とともに、酒類に関する研究・調査や中小酒造メーカー向けの講習、消費者向けの教養講座なども行っています。詳しくは、独立行政法人酒類総合研究所ホームページ <http://www.nrib.go.jp> をご覧ください。

(2) 酒類業の健全な発達に向けた取組

酒類業の健全な発達のためには、「量から質への転換」、「消費者の視点」を踏まえた対応などが必要です。消費者の視点に立ち、良質で安全な酒類が生産され、適切な品質管理の下、消費者に適正な情報とともに提供されるよう、酒類の製造から販売までの各段階の課題に業界と行政が連携して取り組んでいくことが重要です。

VI 酒類行政の取組

このため、国税庁では、業界動向の調査の実施や、経営指導の専門家などによる研修の実施、経営改善の成功事例や各種中小企業施策に関する情報提供などを通じて、酒類業者に対する支援を行っています。

また、海外での日本食ブームに伴い、日本文化としての酒類等への評価が高まっていることから、酒類の輸出に関する必要な手続や諸外国の規制等に係る情報を提供するなど、輸出環境の整備を行っています。

(3) 公正な取引環境の整備

酒類業の健全な発達のためには、公正な取引環境の整備が重要です。国税庁では、平成18年8月に従来の指針を見直し、「酒類に関する公正な取引のための指針」を定めて、その周知・啓発を通じて、公正な取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を推進しています。酒類業界でも自主的に、コストオン方式による合理的な価格設定、取引条件に係る自社基準の策定などの公正な取引を推進するための取組を行っています。

また、国税庁では、酒類の取引状況を調査し、この指針に反する取引が認められた場合には、改善指導を行い、公正取引委員会とも必要な連携を図っています。

(4) 社会的な要請への対応

未成年者の飲酒防止をはじめとする様々な社会的要請に応えるため、酒類販売管理者の選任、酒類販売管理研修の受講及び酒類の陳列場所における表示義務の遵守について、その徹底を図っています。また、「酒類販売管理協力員」を公募・委託し、表示の遵守状況の確認を強化しています。

更に、飲酒運転の問題をはじめとする社会的要請への対応については、酒類業界だけではなく、家庭、学校、地域社会、行政それぞれにおける取組が重要であり、関係省庁や酒類業界などとの連携・協調を図りつつ取り組んでいます。

このほか、平成17年5月のWHO（世界保健機関）における決議を受け、国税庁では、酒類の不適切な摂取による健康や社会に与える影響の低減のための取組について、関係省庁や酒類業界と引き続き検討しています。

(5) 免許申請などの適正な処理

酒類は高率な税が課される担税物資であることから、酒税の確実な徴収と消費者への円滑な転嫁のために、酒類等の製造及び酒類販売業については、免許制度が採用されています。

酒類の製造及び販売業の免許事務については、制度の目的に沿って適正に運用し、免許付与手続の透明性・統一性の向上に努めています。

また、新規免許者については、小売販売場における酒類販売管理者の選任義務など、免許業者として遵守すべき事項について適正に指導しています。

「酒類に関する公正な取引のための指針」 (平成18年8月31日制定)

目的

酒税の確保及び酒類の取引の安定化(酒類業組合法第1条)

指針に則した取引の実行
経営健全性と消費者利益の向上

酒類業の健全な発達

① 近年の酒類市場



- ・ 経営環境の変化(人口減少社会の到来など)…> 酒類全体では数量ベースでの国内市場の拡大困難
- ・ 酒類小売業の多様化(コンビニ、スーパー、ドラッグストアなど)…> 事業者間で取扱数量や取引価格に格差

② 酒類業の健全な発達に向けた課題



「量から質への転換」、「消費者の視点」、「販売管理」、「公正取引の確保」

③ 酒類業組合法第84条《酒税保全のための勧告又は命令》の適用の可能性を踏まえつつ、「酒類に関する公正な取引の在り方」、「公正取引委員会との連携方法等」を提示



公正取引の確保に向けた自主的な取組を促進

第1 酒類に関する公正な取引の在り方 (酒税保全の観点から酒類取引の在り方を提示)

1 合理的な価格の設定

- ① 価格は「仕入価格+販管費+利潤」となる設定が合理的
また、酒類の特殊性から妥当なものであるべき
- ② 酒類の特殊性に鑑みれば、顧客誘引のための「おとり商品」として使用することは不適正な慣行であり改善していくべき
- ③ 的確な需給見通しに基づき、適正生産を行うべき

2 取引先等の公正な取扱い

合理的な理由がなく取引先又は販売地域によって取引価格や取引条件について差別的な取扱いをすることは、価格形成を歪める一因

3 公正な取引条件の設定

スーパー等大きな販売力を持つ者が、自己都合返品、プライベート・ブランド商品の受領拒否、従業員等の派遣、協賛金や過大なセンターフィーの負担等の要求を一方的に行う場合、又はこれらの要求拒否を理由として不利益な取扱いをする場合は、納入業者の経営を悪化させ、製造業者の代金回収に影響し、酒税保全上の問題発生のおそれ

4 透明かつ合理的なリベート類

透明性及び合理性を欠くリベート類は、廃止していくべき

第2 取引状況等実態調査の実施及び公正取引委員会との連携等 (国税庁の対応)

1 効果的な取引状況等実態調査の実施等

- ① 市場への影響の大きな業者に対し重点的に調査を実施
- ② 改善指導を行った業者についてはフォローアップ調査を実施
- ③ 問題取引とその指導実績は可能な限り具体的に公表し、他の業者において同様の取引が行われないよう啓発

2 酒税保全措置

- ① 酒類業組合法第84条第1項に規定する過当競争の有無は、第1の「酒類に関する公正な取引の在り方」を参考に判定
- ② 酒税保全措置が必要な事態があるときは、事態解消に必要な最小限の措置

3 独占禁止法違反等への対応

国税局長は、酒類業者の取引に関し独占禁止法に違反する事実があると思料したときは、公正取引委員会に対しその事実を報告

4 公正取引委員会との連携等

- ① 国税庁は公正取引委員会と流通上の諸問題について協議
- ② 国税局に市場問題の情報を一元的に管理する担当者を配置

VII 今後取り組むべき課題

税務行政を取り巻く環境の変化

我が国の社会経済構造は、近年の少子化・超高齢化の進展やグローバル化の進展などにより急速な変化が進んでおり、こうした社会経済構造の変化は、税務行政を取り巻く環境に大きな影響を与えています。

超高齢化の進展や雇用形態の流動化、会社法制の改革などに伴い、個人や企業による申告件数は近年著しく増加し、それら进行处理するための国税当局の事務量は大幅に増加しています。また、経済活動においても、IT化が著しく進展するとともに、企業のみならず個人についても国境を越えた多様な経済・投資活動が増加し、それに伴う経済取引の複雑化や巧妙な租税回避行為などが、国税当局による調査・徴収事務を従来に増して困難なものにしています。このように、税務行政を取り巻く環境は、質・量ともに厳しさが増してきています。

一方、厳しい行財政事情の下で、国税庁の定員は、依然として厳しい状況にあり、上述したような厳しい環境の下で、従来以上に、人的・物的資源を効果的・効率的に配分しながら、メリハリのある税務行政を進めていく必要性が生じています。更に、組織運営に当たっては、国民からの信頼を十分確保しうる運営を行うとともに、職員が意欲をもって働ける職場環境の整備にも配慮していく必要があります。

国税庁が取り組むべき課題

国税庁では、上記のような状況の下で、与えられた任務を果たしていくため、以下のような課題に取り組んでまいります。

1 適正な申告納税の推進と源泉徴収制度の運営

納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、納税者サービスの更なる充実を図ります。

具体的には、納税者の申告等のために必要な税務情報及び法令解釈を明確にするための情報提供の充実や、e-Tax、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」など、ITを活用した納税者にとって利便性の高い申告・納税手段の充実を更に推進してまいります。併せて、納税者が自己の経済活動についての税法上の取扱いを事前に予測することが可能となるよう、事前照会への対応の充実や移転価格制度に関する事前確認制度の活用を推進します。

源泉徴収制度についても、源泉徴収義務者に対する更なる周知・広報を通じ、その適正な運営が図られるよう努めてまいります。

また、納税者が適正な申告納税を行う上で、税理士の果たす役割は重要であることから、e-Taxの普及、書面添付制度の活用など税理士会との連携・協調に努めます。

2 適正な調査・徴収

上述したように、経済取引の複雑化等に対応するため、情報収集体制の充実を図るとともに、調査・徴収事務の実施に当たっては、社会・経済状況の変化に的確に対応した重点課題を設定し、そうした課題について組織的に調査・徴収に取り組めます。

その際、事案に応じ深度ある調査と簡易な接触を効果的に組み合わせるなど、限られた人的・物的資源をバランスよく配分し、メリハリのある事務運営を行います。

また、課税・滞納処分は納税者の権利・利益に対する強制的な処分であることを十分に認識し、調査段階において、納税者の主張を正確に理解し、その内容を客観的に吟味した上、的確な事実認定と法令の適用を行います。

3 酒類行政の適正な運営

食の安全に対する消費者の関心が一層高まっていることから、消費者に安全で良質な酒類が提供できるよう、酒類総合研究所と連携して、酒類の安全性・品質水準の向上に取り組めます。

また、酒類の公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、「酒類に関する公正な取引のための指針」に基づき、取引状況等実態調査を実施し、合理的でない取引が認められた場合には改善を指導し、必要に応じて公正取引委員会と連携して対応します。

更に、未成年者の飲酒防止などの社会的要請に応えるため、酒類販売管理研修の受講や酒類の陳列場所における表示が適切に遵守されるよう、酒類の適正な販売管理の確保に努めます。

4 事務の効率化の推進

申告件数が増加する中、限られた人的資源の下で、適正・公平な税務行政を実現するためには、十分な調査・徴収事務量を確保する必要があります。そのため、e-Taxを基本とした事務処理の電子化や職員以外でも実施可能な事務のアウトソーシング化の推進を図るなど、事務の簡素・合理化に向けた不断の見直しを行います。

特に、一時期に申告が集中する所得税の確定申告期においては、パソコンとe-Taxの利用を一層推進し、納税者利便の向上を図りつつ、より効率的な事務処理体制の構築を目指します。

また、業務・システム最適化については、厳しい行財政事情の下で、経費の節減や事務の効率化が実現するよう実効性のある最適化計画を策定し、当該計画に基づく諸施策について、その検証結果や評価を的確に実施しつつ、着実な実行を図ります。

5 組織基盤の充実と職場環境の整備

厳しい行財政事情の下で国税庁の任務を適切に遂行するため、必要な機構・定員・予算の確保を図るとともに、適切な配分を行います。他方で、納税者の視点に立って税金の無駄遣いとならないよう行政経費の削減に努めます。

また、限られた人員で組織としての能力を最大限に発揮するよう、経験や能力に応じた的確な任用を行うとともに、国税組織として必要とされる専門知識の一層の向上が図られるよう、研修などの指導育成策の充実を図ります。

更に、「女性職員の採用・登用拡大計画」を推進し、子育てと仕事の両立支援の観点から「国税庁特定事業主行動計画（安心子育て応援プラン）」を適切に実施します。

6 政策評価の充実と新しい視点に立った広報

納税者からの信頼や期待に応えつつ、社会・経済情勢の変化に的確に対応するためには、税務行政において取り組むべき課題を明確にし、各課題に応じた各種施策に取り組む必要があります。

各種施策の実施に当たっては、実効性のある計画の策定とその着実な実行を図るとともに、定期的な実施した結果の評価・検証を行い、施策の効果が最大限発揮されるよう努めます。

また、国税庁は、平成13年から国税庁が達成すべき目標を設定して、その目標に対する実績を評価して公表することとしていますが、国税当局が抱える課題や取組方針、各種施策の実績や評価について、納税者に理解されるよう広報の一層の充実を図ります。

VIII 資料編

租税収入・予算 page 51

申告・課税状況 page 52

調査状況 page 53

査察 page 53

滞納圧縮 page 54

権利救済 page 54

税務相談 page 55

国際課税 page 55

納税者満足度 page 55

※ どの期間の計数であるかは、各計表の標題又は右上に表示しています。

「○年度」は、会計年度を示し、「○事務年度」は、○年7月から翌年の6月末までの期間を示しています。また、「○年分」は、所得税確定申告などの○年分申告を示しています。

表の計数は、端数処理のため表内の数値の合計と合計欄が一致していないものがあります。

租税収入・予算

【平成19年度租税及び印紙収入予算・決算額】

税 目	予 算 額	決 算 額
	百万円	百万円
源泉所得税	12,965,000	12,928,501
申告所得税	3,133,000	3,151,542
法人税	15,963,000	14,744,398
相続税	1,503,000	1,502,560
消費税	10,572,000	10,271,861
酒税	1,495,000	1,524,183
たばこ税	926,000	925,346
揮発油税	2,135,000	2,110,543
石油ガス税	14,000	13,666
航空機燃料税	93,000	88,039
石油石炭税	533,000	512,851
電源開発促進税	346,000	352,157
自動車重量税	716,000	739,857
関税	929,000	940,991
とん税	9,000	9,645
その他*	-	261
印紙収入	1,219,000	1,201,845
小 計	52,551,000	51,018,246
地方道路税	304,400	301,776
石油ガス税(譲与分)	14,000	13,666
航空機燃料税(譲与分)	16,900	16,007
自動車重量税(譲与分)	358,000	369,929
特別とん税	11,300	12,057
揮発油税	709,900	709,900
たばこ特別税	213,800	214,224
総 計	54,179,300	52,655,804

※ 「その他」には、物品税、地価税などの滞納整理分などが含まれています。

【平成21年度国税庁当初予算額】

項 目	予 算 額
	百万円
情報化経費	47,445
納税者利便向上経費*1	13,847
国際化対策経費	870
職場環境整備経費*2	7,426
税制改正関係経費	2,169
税務諸用紙・通信費	14,009
庁局署一般経費*3	46,944
税務大学校経費	2,610
国税不服審判所経費	427
酒類総合研究所経費	1,142
小 計	136,889
人 件 費	583,567
国税庁予算合計	720,456

※1 「納税者利便向上経費」には、e-Tax整備費、確定申告書等作成コーナー関連経費などが含まれています。

※2 「職場環境整備経費」には、施設整備費、健康管理経費などが含まれています。

※3 「庁局署一般経費」には、アルバイト賃金、旅費、記帳指導や広報広聴に関する経費などが含まれています。

申告・課税状況

【所得税の課税状況】

(平成20年分)

総人口	万人	12,777
就業者数		6,412
所得税の確定申告者数		2,369
還付申告		1,284
納税申告		752
所得者別内訳		
事業所得者		166
その他所得者		586
不動産所得者		109
給与所得者		255
雑所得者		197
上記以外		25

※ 「総人口」及び「就業者数」は、平成19年の計数です。

【相続税の課税状況】

(平成19年分)

死亡者の数	1,108,334人
課税対象となった被相続人の数	46,820人
納税者数(相続人の数)	137,957人
課税価格	106,557億円
税 額	12,666億円

【贈与税の課税状況】

(平成19年分)

課税人員	358,832人
取得財産価額	20,538億円
税 額	1,074億円

※ 相続時精算課税分を含みます。

【源泉徴収義務者の状況・源泉所得税の課税状況】

(平成19事務年度)

所得等区分	源泉徴収義務者数	税 額
	千件	億円
給与所得	3,810	98,891
退職所得	-	2,691
利子所得等	48	7,577
配当所得	130	22,932
特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等	7	2,095
報酬料金等所得	3,043	11,886
非居住者等所得	25	3,855
合 計	-	149,927

※ 源泉徴収義務者数は、平成20年6月末現在の計数です。

【法人数の状況・法人税の申告状況】

(平成19事務年度)

法人数	3,003千件
申告件数	2,799千件
申告割合	89.9%
黒字申告割合	32.3%
申告所得金額	552,871億円
申告欠損金額	161,878億円
税 額	137,036億円

※ 法人数は、平成20年6月末現在の計数です。

【消費税の課税状況】

(平成19年度)

		納 付	還 付
		千件	千件
申告件数	個人	1,455	38
	法人	1,969	118
	合 計	3,424	156
税 額		99,786億円	27,521億円

【酒類の課税状況・生産状況】

(平成19年度)

区 分	生 産 量	課 税 額
	千 k l	百万円
清酒	505	77,196
合成清酒	53	5,468
連続式蒸留しょうちゅう	419	93,799
単式蒸留しょうちゅう	580	136,244
みりん	116	2,269
ビール	3,470	755,741
果実酒	67	6,203
甘味果実酒	6	713
ウイスキー	56	21,146
ブランデー	6	2,369
発泡酒	1,528	204,467
原料用アルコール・スピリッツ	157	11,215
リキュール	1,025	86,580
その他の醸造酒		
粉末酒・雑酒	835	67,862
合 計	8,823	1,471,268

調査状況

【申告所得税の調査状況】

(平成19事務年度)

	件数	申告漏れ所得金額		追徴税額	
		1件当たり	1件当たり	1件当たり	1件当たり
実地調査	千件	億円	万円	億円	万円
特別・一般 ^{※1}	60	5,828	965	1,121	186
着眼 ^{※2}	175	3,371	192	159	9
簡易な接触 ^{※3}	590	436	7	42	1
合計	827	9,635	117	1,322	16

※1 「特別・一般」とは、高額・悪質なものを対象に行う深度ある調査をいいます。

※2 「着眼」とは、申告漏れ所得などの把握を短期間で行う調査をいいます。

※3 「簡易な接触」とは、電話又は納税者の来署を求めて申告の是正を行うことをいいます。

【消費税の調査状況】

(平成19事務年度)

	件数	申告漏れの あった件数	追徴税額	
			1件当たり	1件当たり
個人	千件	千件	億円	万円
法人	91	66	259	28
	139	76	668	48

【相続税の実地調査状況】

(平成19事務年度)

件数	申告漏れの あった件数	申告漏れ課税価格		追徴税額	
		1件当たり	1件当たり	1件当たり	1件当たり
千件	千件	億円	万円	億円	万円
14	12	4,119	2,975	941	680

【源泉所得税の調査状況】

(平成19事務年度)

接触件数	非違件数	追徴税額
千件	千件	億円
199	57	575

【法人税の実地調査状況】

(平成19事務年度)

	件数	申告漏れ所得金額		追徴税額
		1件当たり	1件当たり	
法人全体	千件	億円	万円	億円
調査課所管法人	147	16,259	1,107	3,916
	4	8,483	21,124	2,036

【法定資料収集枚数】

(平成19事務年度)

法定資料名	収集枚数
	千枚
給与所得の源泉徴収票	19,659
利子等の支払調書	2,415
配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書	6,356
公的年金等の源泉徴収票	33,217
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	9,359
株式等の譲渡の対価の支払調書	5,766
国外送金等調書	3,910
その他	54,817
合計	135,499

査 察

【査察調査の状況】

(平成20年度)

着手 件数	処理 件数	告発 件数	脱税額（総額）		脱税額（告発分）	
			1件当たり	1件当たり	1件当たり	1件当たり
件	件	件	億円	百万円	億円	百万円
211	208	153	351	169	249	163

【大口事案の状況】

(平成20年度)

告発件数	うち脱税額3億円以上	うち脱税額5億円以上
件	件	件
153	14	7

【告発事件の税目別状況】

(平成20年度)

税目	件数	脱税額（総額）	
		1件当たり	1件当たり
	件	億円	百万円
所得税	40	40	100
法人税	97	186	192
相続税	4	10	263
消費税	12	13	106
合計	153	249	163

滞 納 圧 縮

【1億円以上の滞納整理中のものの業種別状況】

(平成20年度末)

業 種	人 員		税 額	
	人	%	百万円	%
製造業	54	4.2	11,587	3.3
販売業	79	6.1	24,502	7.0
不動産・建設業	357	27.7	92,648	26.6
料理飲食業	82	6.4	16,168	4.6
金融業	29	2.2	16,674	4.8
その他の事業 ※1	340	26.4	79,142	22.7
その他 ※2	348	27.0	107,997	31.0
合 計	1,289	100.0	348,718	100.0

※1 「その他の事業」とは、病院（医師）、サービス業、レジャー産業などをいいます。

※2 「その他」とは、サラリーマン、年金所得者などをいいます。

権 利 救 済

【異議申立ての状況】

区 分	異議申立件数 件	新規申立件数 ① 件	処理済件数 ② 件	請求認容件数 ③ 件	割合③/②
					%
課税関係	5,322	3,955	4,224	552	13.1
徴収関係	819	735	732	3	0.4
合 計	6,141	4,690	4,956	555	11.2

【審査請求の状況】

区 分	審査請求件数 件	新規請求件数 ① 件	処理済件数 ② 件	請求認容件数 ③ 件	割合③/②
					%
課税関係	3,997	2,441	2,030	298	14.7
徴収関係	552	314	374	6	1.6
合 計	4,549	2,755	2,404	304	12.6

【訴訟事件の状況】

区 分	訴訟件数 件	第一審提起件数 ① 件	終結件数 ② 件	敗訴、一部敗訴件数 ③ 件	割合③/②
					%
課税関係	593	132	289	46	15.9
徴収関係	149	40	98	9	9.2
合 計	742	172	387	55	14.2

※1 異議申立て及び審査請求の計数は、平成19年度の計数です。

※2 訴訟事件の計数は、平成19年度の審級別合計の計数です。

※3 訴訟事件の「合計」欄の計数は、審判所に関するものを含めています。

税 務 相 談

【税務相談室における税務相談の受理件数と
タックスアンサーの回答件数】

		(平成20年度)
税務相談件数		千件
	所得税	2,678
	法人税	272
	資産税	686
	消費税	132
	その他の間接税	149
	徴収	284
	その他	676
	小 計	4,877
タックスアンサーの回答件数		32,093
合 計		36,970

【税務相談室における苦情事案の受理件数】

		(平成20年度)
		件
所得税		836
法人税		439
資産税		65
消費税		34
その他の間接税		16
徴収		40
その他		237
合 計		1,667

【相談の多い項目上位5位】

(面接・電話による相談)				(平成20年度)
順 位	税 目	項 目	件 数	
			千件	
1	所得税	申告義務・手続等	451	
2	所得税	住宅借入金等特別控除	306	
3	所得税	医療費控除	277	
4	所得税	年末調整	236	
5	所得税	配偶者(特別)・扶養控除	164	

(タックスアンサー)				(平成20年度)
順 位	税 目	項 目	件 数	
			千件	
1	所得税	医療費を支払ったとき (医療費控除)	1,110	
2	所得税	医療費控除の対象となる医療費	612	
3	所得税	所得税の税率	504	
4	所得税	扶養控除	415	
5	所得税	マイホームの取得と所得税の特 例(住宅借入金等特別控除及び 特定増改築等住宅借入金等特別 控除)	408	

国 際 課 税

【海外取引の把握状況】

		(平成19事務年度)
海外不正所得件数		89件
海外不正所得金額		112億円

※ 調査課所管法人(原則として資本金1億円以上の法人)の計数です。

【移転価格課税の状況】

		(平成19事務年度)
課税件数		133件
課税所得金額		1.696億円

※ 調査課所管法人(原則として資本金1億円以上の法人)の計数です。

【移転価格税制に係る事前確認の状況】

		(平成19事務年度)
申出件数		93件
処理件数		70件

※ 調査課所管法人(原則として資本金1億円以上の法人)の計数です。

納税者満足度

項 目	上位評価割合	
	%	
職員の応接態度	79.9	
税務署の利用しやすさ	62.6	
国税の広報に関する評価	72.3	
国税の広聴に関する評価	86.6	
税務相談室における相談満足度	面 接	90.9
	電 話	69.8

※1 「職員の応接態度」及び「税務署の利用しやすさ」の計数は、平成19事務年度の計数、その他の計数は、平成19年度の計数です。

※2 「上位評価割合」とは、アンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価(「良い」と「やや良い」)を得た回答の割合を示しています。

国税庁レポート2009

NATIONAL TAX AGENCY REPORT

2009年6月発行
編集・発行 国税庁

〒100-8978
東京都千代田区霞が関3丁目1番1号
TEL.03-3581-4161（代表）

国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>



詳しい情報はe-Taxホームページへ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

※ e-Taxの最新情報やご利用にあたっての手續などについて説明しています。



この社会あなたの税がいきている